

令和6年第2回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年 6月 4日
本日の会議 令和6年 6月 5日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総 務 部 長 青田浩二君
建設産業部 長 山口新吾君	住民福祉部 長 宮崎伸之君
健康保険部 長 山本昭彦君	水道局 長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次 長 宮司裕子君
住民福祉部 理事 細田愛二君	教育委員会 理事 鳥山勝美君
総 務 課 長 荒木隆君	契約管財課 長 永野英明君
地域安全課 長 山口聡一朗君	政策企画課 長 中村元則君
土木管理課 長 山崎禎三君	産業振興課 長 永石大祐君
福祉課 長 川内佳代子君	健康保険課 長 森本陽子君
教育総務課 長 久原和彦君	生涯学習課 長 中尾盛雄君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時20分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は会議規則第54条第1項の規定を順守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての質問はできないことを申し添えます。

通告順1、八木亮三議員の①調達における契約の効率化・透明化について、②障害者への災害時対応についての質問を同時に許します。

5番、八木亮三議員。

○5番（八木亮三議員）

皆さまおはようございます。早速、質問に入らせていただきます。途中1点訂正がございますが、読み進める中で訂正したいと思っておりますのでお願いいたします。大きな1番、調達における契約の効率化・透明化について。平成20年12月に総務省と国交省が連名で出した公共工事の入札及び契約の適正化の推進についての通知で、市町村においても可能な限り速やかに電子入札の導入に努めることとされているにも関わらず、それから15年がたつ現在でも、本町はいまだに電子入札ではなく紙による入札を行っています。新規中小企業の受注機会確保や自治体、事業者双方の利便性や業務効率の向上、また、入札情報が広く開示されることによる透明性、競争性の確保、談合防止の観点など電子入札には多くのメリットがあります。近隣の建設事業者からも本町への電子入札導入を求める声を聞いており、本町の認識と現状を以下の質問から確認いたします。また、契約業務の透明化に資する情報公開についても伺います。（1）本町が今もって電子入札を導入しない理由は何でしょうか。（2）長崎県や長崎市は、電子入札コアシステムという共通の電子入札方式を採用しており、事業者は一つのICカード、電子証明書でどちらの電子入札にも対応できます。本町は長崎市と隣接し連携中枢都市圏を構成しており、いずれの発注にも応札したいと考える事業者は少なくないと思われることから、同じシステムを導入し、発注受注方法のコスト低減を図り住民満足度向上に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。（3）今年1月に、本町の令和4年度、5年度の限度額を超える全ての随意契約について、件数、内容、理由が分かるものを開示請求したところ、分かりやすくまとめられた文書を開示していただきました。令和3年3月定例会一般質問において、不正防止の観点から限度額を超える随意契約の公表を求めた際には、本町はその必要性を認めず行わないとの答弁でありましたが、開示請求に対してこの文書のようにまとめることが可能なのであれば、平時から該当する随意契約の都度公表できるはずと思います。改めて公表についての考えを伺います。

大きな2番、障害者への災害時対応について。災害からの避難の際に、発達障害のある人たちとその家族が、避難所でうまく集団行動ができず行き場を失うなどの問題を受け、令和3年に災害対策基本法が改正され福祉避難所への直接避難が可能になるなど、各地の行政機関が避難受け入れの体制を整える動きがあります。本町でも地域防災計画なら

びに避難行動要支援者避難支援プランにおいて避難行動要支援者への一定の配慮は図られておりますが、中でも特有の配慮を必要とする障害者、その家族への対応を十分に検討しておくべきと考え、以下質問いたします。(1)本町では特養ホーム2カ所が福祉避難所となっておりますが、施設の性格からも受け入れ対象者は高齢者に特定されます。改正災害対策基本法においては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など受け入れ対象者を特定、調整し、対象者が日頃から利用している施設への直接避難を促進することとしていますが、本町では高齢者以外の要支援者の避難についてはどのように考えていますでしょうか。(2)熊本市は、令和元年に特別支援学校、盲学校などを「福祉子ども避難所」として、二次避難(特定の対象者は直接避難)ができるよう協定を結んでいます。本町も近隣の支援校と同様の協定を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。(3)こちら冒頭武雄市とありますが、こちらは訂正を、佐賀県と訂正をお願いいたします。佐賀県では、命の72時間事業として生命維持のための医療機器等を日常的に使用している人を対象に、災害時などの備えとして自家発電機や蓄電池などの非常用電源を購入する場合に上限20万円の一部給付を行っています。継続してかかる費用ではなく対象者も多くはないからこそ、本町でも実施できる、実施すべき事業と考えますがいかがでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長(安藤克彦議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

皆さんおはようございます。本議会の最初の質問者であります八木亮三議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず、調達における契約の効率化、そして透明化についてへのご質問でございまして、1点目の電子入札を導入しない理由、2点目の電子入札コアシステムの導入につきましては、関連がございまして併せてお答えをいたします。まず電子入札につきましては、さまざまな手続きなどの電子化が進んでいる中、時代の流れと捉え、以前より継続して研究をしておるところでございまして。本町における入札件数は年間数十件程度でございまして、システム導入のインシャルコストあるいはランニングコスト等の費用対効果を考えますと、町単独でのシステム導入は難しいと考えております。最近では、県の電子入札システムを電子入札未導入の市町が共同で利用することにより、スケールメリットを生かしてインシャルコスト、ランニングコストを抑えることができないのか検証を行ってまいりましたが、共同利用によるメリットが当初想定していたほどではないということから、今年3月に断念をしたところでございました。しかしながら総務省におきまして全国共通で利用できるシステムの研究も始まりましたので、今後も国や県の動向を見ながら引き続き研究をしてみたいと考えております。次に、電子入札コアシステムの導入につきましては汎用性が高く、電子入札システムのベースとなるアプリケーションソフトであるがために、本町におきましても電子入札を導入する際には、このコアシステムを併せて導入することになると考えてお

ります。3点目でございます。限度額を超える随意契約の公表についてのお尋ねでございます。本町におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規程によりまして、予定価格が250万円以上の公共工事および建設コンサルタント業務につきましては、長与町公共工事等の発注見通し、入札結果等、指名理由及び契約内容等の公表に関する要綱に基づきまして、発注見通しにつきましては年間2回、入札結果に関する事項等については随時町のホームページで公表をしておるところでございます。地方自治体の契約の3大原則というのは、まずは公平性、そして経済性、そして競争性とされておりまして、本町におきましても随意契約による場合は、競争性の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して、最も有利な価格で見積もりしたものを契約の相手方としておるところでございます。議員ご指摘の限度額を超える随意契約につきましては、競争入札や複数者による見積もり合わせにより契約の相手方を決定するという方法を用いず、任意の相手方と契約を締結することを指しているかと思っております。特殊な工法を用いる業務、その者でなければ所期の目的を達成できない特別な理由がある場合等は相手方を1者のみに限定し、随意契約を締結することもございます。相手方を1者に限定するということは、競争性が発生いたしませんので、契約を締結する際には市場調査を行うなど、その契約が適正な価格によって行われているか、十分な検証を行うこととしておるところでございます。また、職員に対しましては、随意契約における留意点につきまして、役場内のポータルサイトで、随意契約による場合の公平性、経済性、競争性の確保につきまして周知を行っているところでございます。なお、公表につきましては、現在研究を進めているところでございます。今後とも契約の透明性の確保に努め、契約手続きの公正について十分留意をし、随意契約による場合であっても、できる限り複数者から見積もりを徴するよう指導してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして大きな2番目、障害者への災害時対応について、1点目の高齢者以外の要支援者の避難についてのお尋ねでございます。高齢者施設等へ入所するに至らない程度の方で、避難所での生活において特別な配慮が必要な方を受け入れるための福祉避難所として、2カ所の高齢者施設と協定を締結しております。そのような中、施設によりましては、高齢者以外の障害をお持ちの方や災害時の電源確保に不安がある方の避難にもご協力いただいていた経緯がございます。また、各指定避難所におきましてもパーテーションの設置や避難所によっては個室を準備するなど、妊産婦の方や大勢での避難が難しい方など、配慮が必要な方の避難に備えておるところでございます。今後にも必要に応じて配慮ができるよう努めてまいりますとともに、新たな福祉避難所につきましても関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。2点目でございます。近隣の特別支援学校との協定についてのご質問でございました。長崎県におきましても令和2年度に県福祉保健課長から、特別支援学校の福祉避難所の指定につきましての通知がっております。当町には特別支援学校の設置がないこと、また、県から示されている協定内容案などから避難所の運営は町で行う必要があることなどの理由から、指定に向けての積極的な協議は

行っておりません。今後近隣市町と協議の場を持ちながら、方向性につきましても検討をさせていただければと考えております。3点目でございます。災害時の備えとして自家発電機や蓄電池などの非常用電源を購入する費用に対する給付についてのご質問でございます。当町では、自家発電機や蓄電池などの購入費用に対する給付は行っておりません。しかしながら生命維持のための医療機器等を日常的に使用している人を対象とした災害時の備えとして、平成29年度に西彼杵医師会と、災害時等における緊急対応等に関する協定を締結しております。協定での対象者の中には、在宅療養者のうち、人工呼吸器、在宅酸素療法機器等の、電源が必要な機器の装着を要する方も入っておりまして、災害時の電源確保が可能となっております。また、緊急対応等を受け入れる医療機関につきましては、平常時におきまして西彼杵医師会より指定され、町を通して対象者の方へ通知されますので、事前に避難場所の把握が可能となっております。非常用電源の購入費用給付は考えておりませんが、今後も災害時の電源確保に不安がある方などからご相談がありましたら、西彼杵医師会や保健所など関係機関と連携を図りながら、災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

では、再質問をさせていただきたいと思います。まず、電子入札についてですが、ちょっとこれタイトルがすいません、調達におけるとなっておりますが、もちろん公共工事等も本文にあるとおり、含めて契約に関する電子入札化ということでお考えいただければと思いますが、現在主流なのは答弁でもあったかと思いますが、日本建設情報総合センター、JACICが運用している電子入札コアシステム。こちらは国交省の電子入札システムをベースにしたもので、全国800以上の団体が運用しているというものだそうで、このコアシステムが最も実用性が高く現実的かなと思いますし、先ほどご答弁でも導入するとしたらコアシステムになるんじゃないかという話だったかと思うんですが、ご答弁でもあった総務省のもう一つのといいましょうか、これからの電子入札システムが考えられているというような話だったかなと思うんですが。総務省の電子入札システムというのはこれから全国の自治体に広めようとしているというような話も県の担当者の方からも聞いたんですが、先ほどその総務省の話も出ましたが、最終的には電子入札を導入するとすれば、コアシステムということでしたかね。ちょっとこの総務省の電子入札システムについて、何らかもうちょっと今後の計画とか、何ていうかどういものなのか、通達、通知のようなものがあるんでしょうか。総務省が今後電子入札システムを用意するから参加してくださいというような意向調査であったり、そういったものがあるのか、ちょっと分かる範囲でお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まずコアシステムの方なんですけれども、コアシステムのところは事業者と自治体の方を結ぶためのベースとなるシステムでございまして、その上にそれぞれのITベンダーのシステムが乗っかっているということでイメージしていただければと思います。国の方の研究が最近始まっておるんですけれども、今のところどういった形でっていうのまではいっておりませんで、国が今、物品調達とかそういう役務の提供を全省庁で共通したシステムがあるんですけれども、それをベースにするのか、新しく全国共通の分を作るのか、それかそういったことの検討が今始まった段階でございまして、調査とかはまだ来ていない状態でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうするとまだまだ全く、これから、総務省自体もこれから進めていくということですよ。なので正直実現するかも、それとどのぐらい普及するのか、それがいつから何年先になるのか、そういうのも見えないと思うので、現状電子入札を導入するとすれば、現在他の県や市が使ってるような同等の方式というか、ベンダー等でやることになるかと思うんですが、先ほど導入しない理由、一番になるのはやはりコスト、費用対効果という話でしたが、これ具体的に県や長崎市が使ってるのと同等の電子入札システムを本町で導入するとしたら、導入コストならびにランニングコスト、どの程度になるか試算はありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

県と同じシステムを導入する場合は、イニシャルですね、導入が約800万円から900万円。ランニング、毎年のコストですけれども、こちらがコアシステムで50万円。それからその上に乗っかるベンダーのシステム、こちらが約550万円の600万円という試算が出ております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

結構安くはないコストだなというのは分かりますが。導入コストはどうしても最初にかかるとして、ランニングコストが年間約600万円ですよ。先ほど本町が入札を数十件というふうにおっしゃってましたが、具体的にといいましょうか、年によって当然年度によって違うんでしょうけれども、その20件、30件なのか、もっと多いのか、ちょっともう少し具体的にありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

工事とコンサル業務の合計で申し上げますと令和5年が75件、令和4年が93件、令和3年が67件でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうすると当然県や長崎市よりは随分少なくなりますが、仮にランニングコストが600万円、プラスそうですね、イニシャルコストを例えば年度に分割じゃないですけど、ちょっと振り分けたとして年間で例えば700万円ぐらいかかるとして、大体今の数字ですと70件程度は入札があるのかなと思うので、単純計算すると入札1回当たり10万円ぐらいのコストかなあと。この考え方が合ってるか分かりませんが、私はそう思うんですね。この1回の入札当たり10万円ぐらいのコストっていうのを高いと考えるのか、それともやっぱり妥当と考えるかが、この導入をするかしないかの大きな考え方になってくると思うんですけれども。通告でも申し上げましたけれども、この電子入札のメリットですよ。令和6年3月に地方公共団体の調達関連手続きの共通化デジタル化に係る実務検討会というのが開かれてまして、これメンバーが総務省、関西広域連合、愛知県、滋賀県、千葉市などの9者で、オブザーバーとして全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府、デジタル庁などが入っているという会議だそうなんです。この検討会の資料を当たったところ電子入札のメリットとしては、事務処理効率化で職員の負担が軽減され生産性が上がる。経費や環境負荷が軽減される。ペーパーレス化になる。標準化、共通化によって登録事業者が増えて公正な競争が期待できる。自治体間で情報共有でき利便性が向上する。透明性と公正性が確保され契約先の選定が適正になされるなどを上げられてるんですね。受注側のメリットとしては、入札参加資格登録などに必要な書類を入札の都度用意する事務負担が減る。同じ自治体でも、部や課によって異なる様式が統一されれば事務負担が減る。契約における印紙税が不要になる。これは入札だけでなく契約とかも含めての電子化も含まれると思いますが、こういう双方に大きなメリットがあるわけですから、年間に700万円とか一入札当たり10万円のコストがかかっても、その費用対効果があればやるべきで、私はあるんじゃないかと思うんですね。今挙げたまじは町の側、行政側のメリット、事務の効率化で職員の負担軽減やペーパーレス化による環境負荷軽減、そういったメリットはあるとお考えでしょうか。それとも今挙げたメリット自体があまり期待できないと思われるのか、ちょっとそのあたり考えがあれば伺います。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

おっしゃるとおり電子化によるメリットっていうのは、やっぱり紙の節約だったり事務処理が自動でできるようになったりとかいうことで、一定削減といいますか、効果はあるかとは思っております。ただやはりそのどうしてもその費用対効果というところで、今はちょっと高額かなという思いがございまして、導入まで至ってないところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、職員の負担軽減やペーパーレス化、なかなか具体的な数字としては現れにくい、実際には恐らく例えば時間外勤務手当が減ったりあるんじゃないかなと思うんですが。その700万円とかかかることに、やはりその必要性といいましょうか、あるのか、町民の中にも疑問を感じる方はいるかもしれないんですが。現在本町の工事の発注はいわゆる指名競争入札制だと思うんですが、この指名競争入札ですと、その町内事業者だとちょっと加点があって有利といいましょうか、がある。町内事業者の保護育成の面からは、指名競争入札にも意義があると思いますが、もしこれ一般競争入札にすることで競争原理がもっと活発に働くようになれば、発注金額の縮減にもつながるんじゃないかと私はイメージしてるんですが。そこでちょっと仮定の話ですけれども、電子入札を導入すれば当然多少の遠隔地からの入札もあるんじゃないかということ、そういうメリットもあると。そこでこの電子入札を検討するに当たって、電子入札導入と同時にその機能を活用する意味でも、指名競争入札ではなくて一般競争入札に移行したらどうかと思うんですね。というのは、そうすれば現在の15社という限定も、もっと幅広く応札できる業者が増えて競争が活発になって、より公正厳格に近い低価格での落札が増える。そうなれば入札1回当たり10万円ぐらいのコストっていうのは、それだけじゃないですけど、それや先ほどのような業務効率化やペーパーレス化、さまざまなメリットを考えればこの費用対効果があるんじゃないかと思うんですが。まず、このちょっと電子入札の前提とは言いませんが、指名競争入札から一般競争入札へ移行するというような考えはないんでしょうか。お考えを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

現在のところ本町はおっしゃるとおり指名競争入札を導入しておりまして、今のところ移行の方は考えておりませんが、県内の市町においても指名競争入札と制限付き一般競争入札を併用しているところなんかもございまして、そういったところも研究を進めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

町内事業者保護という観点はもちろん要らないとは私は言いませんが、事業者はあくまで事業者であって、本来自由競争で利益を上げるべきものだと思うんですね。建設関係であったり調達に関連する事業者保護育成といいたいでしょうか、そういうものために町民全体で負担しているこの税金、私たちの予算で保護する、保護するというと変ですけど、その一定の事業、特定の事業者保護よりもやっぱり町民全体のメリットを考えるべきかなと思ひまして、契約の金額を少しでも下げていければ、税金がそれだけ無駄に使われな。そして節減できた税金を広く町民の福祉に使っていくということが可能であるし、そっちをまず優先して考えるべきかなと個人的には思うんですね。第10次総合計画においても事業の効率化のためのAIやRPA等の先端技術の導入というのが目標設定されてますが、電子入札こそ、このデジタル技術で業務を効率化できるもので、こういうものを取り入れることが経営感覚のある行政運営そのものだと私は思うんですね。これはやはり、今申し上げましたようなさまざまなメリットや費用対効果を改めてちょっと考えていただいて、時津町も未導入だと思いますので、連携中枢都市圏をもって長崎市だけ。なのでせつかくの機会というとあれですが、時津町ともそういうメリット、共同で導入することで多少なりコストが下げられないとか、協議して進めていくべきじゃないかなと思うんですが。ちょっと当初の答弁に戻るかもしれません。改めて今後検討の余地、3月に断念したばかりっていう話なんでちょっと難しいかもしれないんですが、ちょっと最後に考えを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

町長答弁にもございましたとおり、電子化というのはやはり時代の流れということで捉えておまして、やっぱり将来的にはそういうふうになっていくのかなということは考えております。導入に当たって、補助金とかそういったものの活用もしているところもあるようですので、そういった部分を含めて今後も継続して研究を進めてまいります。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、今行政が住民にもデジタル化といいたいでしょうか、そういったものを進めている立場でもありますので、ぜひ新しい技術を税金の無駄遣いを減らすことにもつなげるように検討していただきたいと思っております。

（3）に移りますが、この（3）、私が開示請求をして上がってきたのが、1年度当たり4年度の分が143件でしたかね、随意契約、特命随契ですね。5年度270件、これをまとめて急にまとめるというのは大変なのかなと思うんですが、その都度、単純にこの随契はこういう理由で、何号に当たるもので、こうですよという金額等も含めて、そうい

うのを例えば月ごとに集計して各課が報告するというのであれば、そんなに手間はかからないと思うんですよね。大体特性上、年度初め4月がちょっと多くはなるかなと思うんですが、予算決算審査等において我々議会、町の契約はチェックしますし、それ以前に監査もあります。とはいえ、やはり議員も改選で変わりますし、任期中も委員会編成で所管が変わったり、必ずしも町の幅広い業務、あらゆる分野に精通した専門家ではないものですから、言ってみればより多くの目にさらすことで、不正の抑止といいましょうか、そういうことにつながると思うんですね。町のそういう行政運営に関心のある町民の方いらっしゃいます。でも中には、町外で行政職員をされていた方であったり、そういう方たちがオンブズマンのような形で目を光らせてくれば、不正も未然に防ぐことができる。そう思うんですが、議員が開示請求して出てくるものであれば、開示できないというのであればまた別ですけど、開示請求で出てくるものであれば当然公文書で請求を開示してもらった文書を普通にホームページで公開することもできるわけで、それをもうあえてというか、町がもう最初から公表していけば、情報公開の姿勢というのも非常に評価されるんじゃないか、そう思うんですが。この随意契約、長崎県等は公表していますが、これを町が公表することに先ほどの言ってみれば手間も含めてデメリット、不都合、何かございますか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そのデメリットという部分は特にないかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね。もちろん先ほどのご答弁で法で定められた範囲は当然法で定められているので公開しなければいけないと思うんですが、そうじゃないところまで自らやるということが大事かなと思うんです。昨今その首長や議員のパワハラ、セクハラ不祥事で今まであまり知られてなかったような小さな町とかが、そういう悪い不祥事の報道で全国的に名前を知られる、そういうことが続いていると思うんです。なので、官製談合などそういう万一の不祥事が起きて本町の名前が出たら、町民の恥ずかしいというだけでなく、これ実際にそのパワハラとかセクハラがあった町に対してインターネット上である意見なんですけれども、そこの町のふるさと納税はもう使わないというような声があるんです。やっぱりそういう非常にいろんなデメリットがあると思うので、不正を防ぐ意味でも今後改めて検討をしていただきたいと思います。これは以前にも質問したことであり、これで終わりたいと思います。

次に、大きな2番の質問ですね。この（2）の質問で挙げた熊本市、これは福祉子ども避難所というのは、平成28年の熊本地震の際に、実際に障害のある児童等のご家族

が指定避難所に行くことができなかった。利用しづらかったという事例を踏まえて設置した、言ってみれば実体験の反省の基に作られた制度だそうなんですね。実際に災害やそれに伴う避難支援の課題を経験した自治体で作った制度ですから、先日地震もありましたし、長崎でもですね、今後大きな地震、豪雨、そういう事態が起きないとは当然言えないわけで、しっかり参考にしていけるべきかなと考えております。昨年の9月に日本医師会、日本小児神経学会、全国心身障害児福祉財団というのが共同で、文部科学省に特別支援学校の子どものために指定福祉避難所の整備促進を求めるという要望を行ってんですが、この中でこの日本医師会の理事の方が、こうおっしゃってるんですね。「特別支援学校はおのおの専門性や立地条件も異なり均一には考えられないものの、障害のある子どもたちにとって避難場所が明確になることは大きな意味がある」。私も今回の質問これに尽きるというか、これを申し上げたかったんですよ。もちろん災害は起こる前提とはいえ、めったに起こるものではない。ただ、もし起こったときに自分たちはどうしたらいいんだろうっていうのが分かっているか、分かってないかで、言ってみれば日頃の安心感といいましょうか、そういうものが全く変わってくると思うので、今回の質問は、長与町がそういう対応を明確に持っているかどうかを確認したいっていうのがあったんですが。本町の避難行動要支援者避難支援プランの3ページに要支援者の範囲というのがありますが、ここに書いてある対象者については、まず町が把握して個別の避難計画など作られてるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

当町におきましても要支援者という区分を6つに分けて作っております。この方たちについては町の方で把握をしております、避難行動要支援者ということで、令和6年3月時点で951名の方がいらっしゃるということで把握をさせていただいておりますが、この個別計画を作るに当たって、ご本人様からの同意というのが必要になります。個人情報やはり開示となりますので同意が必要になります、この同意を頂いている方が約50%、この同意を頂いた方の中で個別計画が実際にできている方っていうのが、約50%になってまいります。なので、全ての方の個別計画が現在できているというわけではないですが、進めていっているというところがございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうするとこの6つの区分の中で町が把握している人たちについては、そのような割合で同意や実際の作成があるということですよ。要介護認定を受けてる方であったり、障害者手帳をお持ちの方っていうのは、把握がしやすいというか、してるのかなと思うんですが、その6番に、その他災害時において特に配慮が必要と認められる者というのがあ

りますよね。そうすると今この6つの区分の方たちは要支援者と考えているということであれば、例えばご家庭の事情といいたいでしょうか、事情であったり、どこまでお子さんとかの障害なのか特性なのかというようなそういうところで、いわゆる介護認定や障害者手帳の交付は受けてないけれども、そういう避難所で集団生活となればちょっと不安があるかもというふうに考えている方もいるんじゃないかなと思うんですが。そういう方はこの6に当たるのかなと思うんですが、そういう方がご本人やご家族が町にそういう避難計画を作ってほしいと言え、そういう障害者手帳の交付や要介護認定を受けてなくても作ってもらえるというか、個人個人対象になるかどうかというのはあるかとは思いますが、そういう作ってほしいというご相談は町にできると考えてよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

その他という項目がございまして、例えば何かの事情で手帳を取ってらっしゃらない方っていうのは、確かにいらっしゃると思います。町の方にご相談いただければ全ての方をというところではないかもしれませんが、ご相談を頂ければ同意を頂ければ、個別計画の策定というふうに前向きに検討はしていこうと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、実際に必要性が薄い方まで全部対応してはなかなか難しいとは思いますが、そんなに多分これをできますよと言っても、すごく多くの方がいっぺんに相談に来られるとは思いませんので、ご不安がある方はそういうことを相談受けられますよというのは、ぜひ今後何かの機会があれば、そういう例えば発達障害の方の集まりであったり、何かしらそういう場があればぜひ町の方から周知していただきたいとは思いますが。先ほど（2）のご答弁で、令和2年に県から通知があったということですが、これはすいません、もうちょっと詳しく、県からどういう内容の通知が誰に対して、町に対してなのか支援学校についてなのかちょっと教えていただければと。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

令和2年度になります、県の方から通知があっている部分が各特別支援学校の校長宛てと、あとは県の福祉保健課長の方から各市町防災・避難行動要支援者担当課長宛てということで届いております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

それはどういう内容なんですか、先ほどその通知があったけれども協議してないということでしたかね。令和2年なので4年たってるわけですが、どういう内容の通知で協議をしていない。ちょっと内容と、でも先ほど今後協議したいというようなことだったかと思うんですが、もう一度ちょっと説明をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

通知につきましては、特別支援学校の福祉避難所の指定についてという通知になりますが、要約いたしますと特別支援学校の在する市町においては、積極的に指定に向け事務を進めていただくようという県から町への通知の方と、また、特別支援学校長への通知につきましては、市町から要請があった場合は学校運営に支障がない限り、原則として承認することということで通知が来ております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうすると繰り返しになりますが、町に対しては積極的にちょっと協議するようということで、学校に対してはそういう要請があればできるだけ前向きにというか受けるようにということだと思っで、そういう通知があるのであればやっぱり協議だけでもというか、あったにも関わらず何もしてないということであれば、やはり先ほどのとおり万が一の災害のときに、この4年前にそういう通知があったのに協議してなかったということになってしまうと思うんですよね。そういうのをしっかりもちろん当然支援学校は本町にはありませんし、非常に複雑な、どういう依頼の仕方かというか、そういうのはいろいろあると思うんですが、せつかく通知があるので1人でも、例えばそういう災害のときにそこに行っていいんですよとか、なれるような体制をぜひ作って前向きに協議していただきたいと思います。ちょっと1点、国の内閣府のクラウド型被災者支援システムというものについても聞きたいんですが、ちょっとその前に時間があれなので重要なことなので（3）を先にちょっと伺います。（3）の非常用電源についての補助、これ先ほど佐賀県の例を挙げて20万円上限と申しあげましたけれども、この事例を踏まえてもう既に県内でも佐世保市と波佐見町が非常用電源装置購入給付補助事業というのを取り組んでいて、佐世保市が令和4年度から、波佐見町は令和5年度からいずれも給付上限が33万円、佐世保では利用者は原則1割程度の負担というような制度になっているようです。対象者は当然在宅で日常的に人工呼吸器などを使用する方なんですが、本町では在宅でそういう人工呼吸器が使われてるような方っていうのは、何人いらっしゃるのか、そういう把握はできてるものなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町で把握をさせていただいている方につきましては、全員で3名というふうに把握しております。人工呼吸器を使われている方です。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうするとそんなに多い少ないをちょっと言うてはあれなのかもしれないんですが、何十人もいらっしゃるということではないと思うんですが、その方々にとってはやっぱりこの停電時の人工呼吸器の停止ってというのは、非常に命に直結することだと思うんですね。波佐見町は人口が約1万4,000人、一般会計予算規模は、今年度95億2,000万円ほどだそうです、この規模の町で行えるというのは、やっぱり考え方、町が必要と思うかどうかだけだと思うんですね。確か聞いた話では波佐見町でも対象者が3名ほどが、全員が購入された。ただ、これはそもそもその当事者の方たちから町に相談があって、そういう佐賀県や佐世保市がやってるので、波佐見町でもやってほしいとその声に応えたものなんですね。ですので、当事者の数も当事者も把握されているわけですから、そういう要望が上がってくるのを待つのではなくて、せめてこういう佐世保市、波佐見町の姿勢を参考にこういう事業、もし蓄電池補助を実施するなら利用しますかとか、ちょっとそういう調査だけでもしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ご提案ありがとうございます。調査も含めまして今後研究になるかと思えます。現在人工呼吸器を使われている方につきましては、大雨など予想ができる災害につきましては、サポートハンドブックなどを使いまして、また西彼杵医師会の協力を得て、協定等でサポートができています。ただ、議員がおっしゃられるように予期せぬ災害というのも考えられるかと今回改めて考えたところでございますので、調査も含めまして研究の方をさせていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、ある意味逆にそういう大きな災害ではなくても、確か3カ月ぐらい前、結構長時間の停電が長与町でもあったと思うんですね。やっぱりそういうときに特にこういう方は非常に不安になられるんじゃないかと思う。そういうときにも使ってもいいように、やはり災害のときにここに行って使えるとか、貸し出してくれるとかそういうことではなくて、自宅でぜひ安心できるような体制、考えていただければと思います。最後に

要支援者の避難についてですが、内閣府が令和4年度からクラウド型被災者支援システムというのを運用開始していて、このシステムは被災者支援となっていますが、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成や更新事務を効率的に行える機能というのが備えられているということなんですね。内閣府としても各市町においてこのシステム導入のために積極的に検討してほしいと言っている。これについて本町は何か積極的検討というか、行ったことがあるのか、こういうシステムを把握しているのかちょっと伺います。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

内閣府が出されておりますクラウド型被災者支援システムですかね。こちらにつきましては、情報政策課の方から名前と、あとはデモの紹介等があるというのは聞いておるところではございますが、なかなか詳細の方をまだ把握ができておりません。今後詳細を把握しながら、現在もシステムの方を使って避難行動要支援者の方のいろいろな情報は把握をさせていただいておりますので、今後どのようなメリットがあるのかということも含めて、考えていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、私ももうこの新しいシステムがないとそういう要支援者の方たちが不都合があるとは思ってないんですけども、今も十分あるもので運用をしっかりとさせていただいてると思うんですが、せっかく新しいシステムであればメリットもあるのかなと思うので、今の話でデモとかもあるのであればせめてちょっと試してみて、これが別に本町に必要なとか、なじまない、あとは当然導入コストがかかるのでそういう費用対効果もないとかであれば、無理に導入する必要はないと思うんですが、それはやってみないと分からないと思うので検討してみないと。結構このシステム、これもやっぱり何かいろんな導入の仕方のパターンがあるようで、何十万円ぐらいのコストで使える機能と600万円とか1,600万円とかかかってくるパターンがあるそうなので、費用対効果も大事になってくるんですが、これの導入コストに関しては、どうも令和7年度までは充当率100%の緊急防災減災事業債が使えて、そのうち70%は交付税措置があるというようなことも載ってましたので、令和7年度までということであれば、もし導入するとなれば当然これを使ったそういう交付税措置を使った方がいいと思うので、できるだけ早めにもう、するかしないかちょっと検討して、考えていただければと思います。以上で終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩いたします。

(休憩 10時24分～10時40分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、竹中悟議員の①複合施設運営について、②職員の海外研修について、③小学校の給食時間についての質問を同時に許します。

14番、竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。質問に入ります前に、まずもって去る4月に執行されました長与町長選、しっかりと勝利を収められました吉田町長、心よりお祝いを申し上げたいと思います。この4年間、しっかりと長与町の先導として力を発揮していただきたいと、このように思っております。

それでは、質問に入ります。今回3点の質問をさせていただいております。前回12月に皆さま方にお約束いたしましたように、この図書館につきましては私はずっと不信感を持っておりますので、ずっと質問を続けていきたいとこのように思っています。今回複合施設の運営についてということで、一部を質問させていただきます。今回の複合施設につきましては、建設ありきで、詳細な使用目的ならびに運営、財源の検討が行われたのか、私は疑問を感じています。既に実施設計は出来上がろうとしていますが、設計者主導型で住民の意向など反映されているかも疑問と感じています。通常であれば、運用および実働内容を精査しその結果を設計するのが常識であります。今回設計が先行し、議会特別委員会でも審査に苦慮しています。形ばかりのパブリックコメントが催されていますが、業務内容が全く見えません。昨年12月定例会において、総経費22億円と回答されました。現状の物価高は想定されていると理解していますが、再度確認いたします。また設計業務につきましては1億2,000万円で契約を締結し、特別委員会におきましては再度申し上げますように監理費は3,200万円ということで明言されております。そこで質問いたします。1つ目といたしまして、総経費22億円は現状の物価高を想定されると理解していますが、再度確認いたします。同様に監理費も間違いがないのか確認いたします。2つ目、図書館運営につきましてはどのような業務が発生するのか、これについても質問いたします。3つ目、年間の総経費はどれぐらい想定されているのか、お尋ねいたします。4つ目、カフェ、セキュリティを含め、生涯学習課で総合管理ができるのか私は疑問を感じておりますので、これについても質問いたします。5つ目、開館時間および開館日、また休館日はどのように考えているのか。これは年末年始を含めまして、これを私は聞きたいと思います。6番目、運営の民間導入は考えていないのかお尋ねいたします。7つ目、複合施設に対し地元業者育成の関わりについてをお尋ねいたします。

大きな2番目といたしまして、私はこれまでに3回ほど質問いたしました。同様な質問ではありますが再度質問いたします。平成30年、入管管理法の改正により、不足する人材を確保する産業分野での外国人の受け入れ、雇用の拡大などを期待されて数年が経

過いたしました。在留外国人の受け入れに当たり、現状を把握した上で対策を講じる必要を感じています。そこで質問いたします。1つ目、町内在住の在留外国人の現状についてお尋ねいたします。2つ目、国際交流協会との関わりおよび運営状況についてお尋ねをいたします。3つ目、文化が違う在留外国人の受け入れのための対策は考えているのか、お尋ねいたします。4つ目、異文化研修のための職員海外研修はできないのか、お尋ねいたします。

大きな3番目といたしまして、これ私は今まで2つの質問を予定しておりましたが、この質問を出す前に住民の方からの要望がございまして、1点のみ質問させていただきます。小学校給食時間についてお尋ねいたします。近年小学生が食事にかける時間が短くなっていると耳にいたしましたので、これについては大変心配をしています。給食を早く食べる必要があるという保護者の声を聞きましたが、給食時間の設定に問題はないのか質問いたします。以上質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速竹中悟議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、3番目の質問でございますけれども、これは所管をしております教育委員会から回答をいたします。私からは1番目2番目のご質問についてお答えいたします。

まず1番目の複合施設運営についてのご質問でございます。1点目が総経費22億円は現状の物価高は想定されているのか。また、監理費3,200万円は間違いないのかというお尋ねでございます。この複合施設整備基本計画にお示ししております概算事業費につきましては、令和4年12月の計画策定時におきまして物価上昇などを推計した試算となっております。建設費用といたしましては、本体工事、電気、空調設備などの工事費、および外構費などでおよそ20億3,000万円、また設計費がおおよそ1億2,000万円、監理費をおおよそ3,200万円、その他事務費等を含めまして概算事業費の合計をおおよそ22億3,000万円とお示ししているところでございます。現在実施設計におきまして、工事費の詳細な積算を行っているところでございますが、建設業界を含めた働き方改革における労務単価の見直しや、資材等の高騰も続いている状況でございます。できる限り概算事業費の範囲内で収まるよう設計内容の調整を行っているところでございます。2点目でございます。図書館運営業務についてのお尋ねでございます。現在の長与町図書館における業務といたしましては、利用者と直接関わりがある書籍の貸し出し、返却等を行うカウンター業務、図書館利用者のさまざまな疑問や質問に対して手助けを行うレファレンスサービス、書架の整理整頓、修繕、選書等を行うバックヤード業務。専門的な文献や文書などを取り扱う各種資料整備業務。また年1回、おおよそ10日間、図書館を閉館して全ての書籍を確認する蔵書点検、子ども読書推進と授業支援といたしましてリクエストに応じ資料提供を行う小中学校等への団体貸し出し、各年齢層に応

じましたおはなし会や図書館まつりなどの各種イベント開催、その他館内展示、ほほえみ号運行管理、各種媒体への広報活動など多くの業務を行っております。このような各種業務につきましては、新施設となりましても現在と大きな変更点はなく行っていくものと考えております。また運営につきましては、現在の図書館職員の経験や知見を活用すべく業務委託、もしくは直営で管理していくことを想定しているとともに、適宜その時その時代に応じた体制となるよう努めてまいりたいと考えております。3点目の年間の総経費はどのくらいを想定しているのかというご質問でございます。開館後に係る維持管理費でございますが、現行の人員体制や光熱水費などをベースとして、開館時間や人員、管理体制を協議しているところでございます。今後、交流スペースや芝生広場、のり面などを新たに管理する部分も増えますので、この部分を含めまして検討を行ってまいりたいと考えております。4点目でございます。カフェ、セキュリティを含め、生涯学習課で総合管理ができるのかというお尋ねでございます。今回の図書館と健康センターの複合施設は、2階の図書館部分を生涯学習課、1階の健康センター部分と施設全体を健康保険課が所管として運営する予定でございます。またカフェ部分や施設保守、管理などにつきましては、契約管財課を含めて検討を行っているところでございます。5点目でございます。開館日や開館時間、休館日はどのように考えているのかというお尋ねでございます。現行の施設の開館時間や開館日をベースとして、人員体制も含めた協議を現在進めているところでございます。複合施設の休館日につきましては、現行の図書館の休館日である月曜日として検討を行っておりますが、健康センター事業などに不都合が出ないかなど協議を行っているところでございます。また、開館時間は1階部分を9時、2階の図書館部分を10時からとして想定しており、図書館と交流スペースにつきましては他の施設の利用状況などを参考にしながら、利便性の向上につながるような設定を検討しているところでございます。6点目の運営の民間導入は考えないのかというお尋ねでございます。現在図書館業務では管理公社への業務委託、健康センターでは直営によりそれぞれ業務を行っております。運営におきましては現行の管理体制をベースにしまして、直営や業務委託、指定管理における管理のメリットやデメリットなど比較検討を行っているところでございます。またカフェ部分につきましては、事業者のニーズ把握のためサウンディング調査も現在予定しているところでございます。7点目の複合施設に対し、地元業者育成の関わりのご質問ございました。カフェ部分につきましては、地元事業者などを中心に出店の意向などを調査する予定としております。今後維持管理や運営等の業務におきまして、多くの地元業者の方々が関わっていただけるよう検討を行ってまいります。

続きまして、大きな2番目、職員の海外研修について。1点目の町内外国人の在住者の現状についてのご質問でございます。本町におきましては、令和6年3月末時点で168名の外国籍の方々が居住されておるところでございます。国籍別に見ますと、ベトナムが55名、中国が33名、フィリピン18名、韓国12名、アメリカ10名、インドネシア10名の順番となっております。2点目の国際交流協会との関わりおよび運営状況につ

いてのお尋ねでございます。本町は1997年にアメリカ合衆国コネチカット州ウェザースフィールド町と姉妹都市を締結しております。これを契機に住民の間から国際交流協会の設立の機運が高まっておりまして、町の呼びかけで住民有志により長与町国際交流協会が設立されたわけでございます。協会は、長与町民を主体とした幅広い国際交流活動を支援、推進し、町民の国際理解および国際友好親善の促進を図ることによりまして、長与町の多文化共生のまちづくりに寄与しておるところでございます。協会の事務局は政策企画課において行っておりまして、事業費は会費と各種事業の参加費、そして補助金で運営を行っております。令和5年度におきましては、協会の会員数が168名、協会が実施した国際交流事業には485名の方々にご参加いただいているところでございます。3点目でございます。文化が違う外国在留者の受け入れのための対策を考えているのかというお尋ねでございます。長与町国際交流協会におきましては、語学講座をはじめ、町の特産物であるミカン狩りを実施するなど、外国の方々との交流や多文化共生ができる環境づくりに取り組んでいただきました。町におきましても、昨年度は長崎県国際交流協会とともに在住外国人のための地域日本語教室を開催するなど、やさしい日本語を意識した多文化共生のまちづくりに取り組んでまいりました。今年度は長与町国際交流協会におきまして、やさしい日本語を意識した外国人との交流事業として、「ナガヨ マチカフェ」を5回開催する予定でございます。交流事業の開催におきましては、在住外国人の方をはじめ、近隣大学の留学生や技能実習生が働く企業など幅広く事業周知を行っておりまして、今後も国際交流の推進と外国人の方々が暮らしやすい地域社会づくりを、町と協会が連携して取り組んでまいりたいと思っております。4点目の異文化研修のための職員海外研修についてのご質問でございます。職員研修につきましては、職員としての資質向上に向けた接遇、コンプライアンスの順守、意識啓発等の研修はもとより、業務に必要な専門的な知識、役職段階に応じたスキルの習得など、複雑、多様化する町民ニーズや新たな政策課題に的確に対応できる職員を育成するため、さまざまな機会への提供に努めておるところでございます。具体的な研修内容につきましては、長崎縣市町職員研修センターが開催する研修メニューへの参加を軸に、必要に応じまして市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等の研修機関へ職員を派遣しておるところでございます。近年の海外研修につきましては、実績はあまり多くありませんけれども、コロナ禍前の令和元年度におきましては上海への視察を2名、ミャンマーへの視察を1名派遣しておるところでございます。海外の異文化、慣習をはじめ、現地におきまして先進的な取り組みに実際に触れることは、広い視野を持った人材を育成する上で大変重要であると考えております。研修の効果や費用面等も考慮しながら、さまざまな機会を通じた職員の海外研修につきまして検討してまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

3番目のご質問、小学校の給食時間についてお答えいたします。小中学校における給食の時間は給食指導の時間でもございまして、児童生徒に望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通してよりよい人間関係の形成を図ることなどを目的としております。学習指導要領に示されている標準授業時数には含まれませんが、重要な学校教育活動として日課の中に位置付けております。そのため、給食の時間の設定に当たりましては、指導の時間を含め、ゆとりを持って当番活動や会食ができるよう時間の確保に努める必要がございます。議員がご心配されておられる小学校の給食の時間につきましては、現在授業時間と同じ45分間とする学校が多く、本町におきましても同様でございます。その中には、準備や配膳、片付けなど、食事時間以外の活動もございましたので、食事時間は20分となっております。この20分間という食事時間が児童にとって長いか短い、また学校という集団生活における食事時間として短いか長いかににつきましては、それを評価する人の主観によって異なるものと認識しております。各小学校における食事時間の児童の様子を見てみますと、多くの児童にとっては適当な時間であると捉えております。しかしながら、食べる量や食べる速さには個人差がございますので、時間内に食べきれない児童につきましては、無理のない範囲で食事時間を延長したり、あらかじめ食事量を調節させたりするなど配慮しております。付け加えますと、急いで食する児童に対しましてはよくかんで食べるように指導するなど、個に応じた給食指導を通して望ましい食習慣の形成に努めております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

予想どおりこの初めの運営についてはゼロ回答だというふうに感じております。こういうのは私も予想しておりましたので、少し文書を作ってまいりました。これは町長のスタンス、これについてまず質問させていただきます。これまでのプロセスからですね、まずもって回答いただきましたが、先ほど述べましたように建設ありきの非常にずさんな計画と私は今でも感じております。何でも今後検討するという回答でありましたが、建設に合わせて物事を考える。物事を考えてからそれに向かって設計するのが常識ではないかと、私はそのように思っています。鶏が先か卵が先かと、そういう問題でもありません。要は、全部を把握した中で設計するというのが常識だと思います。どちらが先なのか分かっていない。それは行政の非常識であります。皆さんが悪いわけじゃありませんが、金銭的な感覚も民間と全く異なっています。物をつくる時は民間は緻密な資金計画、投資的効果、そして会社の営利を考え事業計画をしないと銀行は決済いたしません。しかしながら、この行政は基金の積み立て、そして起債という便利な責任のないシステムがあります。また、財源が不足したら補正予算を簡単に上程する。そしてさらには、担当者は2年から3年で異動し、責任の所在がありません。このような行政のシステムは世間とは全く別世界であります。もう少し住民の血税であることを意識し、行動を取るべきと私は考えてい

ます。町長は民間の出身であります。それも大変素晴らしい会社の幹部までなられまして、民間というのはやはり業績を上げた人間じゃないと上には伸びません。行政は行政でやり方が違うわけでありますが、私たちは民間の立場でいつも物差しを測るわけであります。町長は、町長の判断で執行できる、今、立場におられるわけですね。今の行政のやり方と町長の個人的な見解、これについて町長の口からこの部分を先にお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃられた竹中議員のご指摘のとおり、行財政運営におきましては住民の皆さまの税金、これが原資となりますので、我々も最少の経費で最大の効果、これが上がるようにいろいろ組み立てながら業務を行っておるところでございます。今回の複合施設につきましても、多くの施設の皆さん方にご利用いただきまして、そしてにぎわいの拠点となるようなそういった施設を目指して現在我々は取り組んでおるところでございます。そしてまた、施設を利用されている皆さん方のご意見を参考にしながら、この新図書館ならびに健康センターに係る基本計画、そして基本構想につきましても作成いたしまして、また設計時におきましては、ワークショップあるいは説明会などそういった機会を開かせていただきまして、住民の皆さまの声を、できるだけ多くの皆さん方のお声をいただきながら進めてまいったわけでございます。先ほど議員が申し上げましたように、建設費につきましても整備基本計画の中でお示ししております概算予算、概算事業費というのがあります。この範囲内で何とか抑えられるよう努力しているところでございます。しかしながら、ご案内のとおり人件費や資材等の高騰もこうして続いているという厳しい状況でございます。加えまして、この公共工事というのは適正な価格による工事発注、こういったものが要求されておきまして、その中で労務単価、こういったものもその都度その都度改正が行われているというのが実情でございます。従いまして、現在詳細設計の詰めの段階に来ておるところでございますけれども、引き続き精査を行ってまいりまして、できるだけ概算事業費の範囲内に抑えられるよう、そしてまた改めて建設に必要な予算等々がございましたら、議会に諮りながら進めてまいりたいとそのように考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今のお答えはちょっと私、腑に落ちないんですが、もう次の質問はするつもりなかったんですけど、今のご回答だったので、もう一つ町長のスタンスについてお尋ねします。私たち与えられている時間が1時間です。もうこの内容につきましてよりも、町長の考え方を問いただすのが半分かかってしまうんですけど、これは必要なことですので再度一つ

町長にご質問させていただきます。今後の町長のスタンスについて尋ねる。現状ですね、私たちの議会には事前の報告、そして経過についての説明はこの図書館についてもあっておりません。前町長、元町長におかれては、事業においては事前の説明と議員の意向を大切に丁寧に両輪が動くように運営が行われてきて、俗に言うなれば町長諮問としていろんな形でご相談をされながら、この物件を造るために動いてきたわけです。しかしこの12年間、途中報告とそれから事後説明で物事が終了している。今回の図書館も、昨日聞いたんですけど通称、図書館の名前を募集されていると。私ははっきり言って知りませんでした。聞いてみるとインターネットであるとか、広報紙辺りで募集されてるということで、私は勉強不足だったと大変申し訳なかったと思っておりますが、このようなことについても前の理事者あたりは事前にこういうことをしますけど議会としてはどうですかという意見を聞かれてたんですね。今は先ほど言われたパブリックコメントであるとか要は結局ワークショップであるとか、そういうことでもう住民に説明をしましたと。だから議会も同じような立場で説明する必要はないというスタンスを取られてるんですよ。しかしながら前の方々、私は長くいますからね、まず私たちも議員として皆さんの負託を頂いて、議員となって代弁者として今立ってるわけですから、事前にいろんなものを相談していただき、そして私たちの提言も入れていただき、そしていろんなものを作っていくということが、私は正しいやり方だとそういうふうに思ってるんですね。住民と同時に用意ドンで出しましたよ、これについてはどうですかと、これはもう私たちについてはもう議회를全く軽視してる。議会軽視も甚だしいと、そういうふうに私は思ってます。私たちは議決権を持っています。しかし内容をよく把握しないと、この議決に対しても正確な判断ができない。だから住民の方に説明するぐらいのことで、私たちは今度大きな二十何億円というのを今度は議決しなくちゃいけない。その判断材料がないんですよ。そして、この特別委員会も今ほとんど進んでいない。進められないんですよ、情報がないから。相談がないから。だから今の西岡委員長も非常に困ってる。我々どこで提言すればいいのかというのも全く分からないんですよ。それについて、今後もそのような形で町長は行かれるのか、それとも以前にあるように町長諮問というのもおかしいわけですけど、要はいろんなことを相談しながら、そしてその物事を作って行って、ある程度把握した中で住民の方に問いかけていくという方法を私は取るべきだと思うんですけど、町長の見解はいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃるように、この執行部と議員というのは両輪でございまして、常に話をしながら、ご相談しながらやっていくというのが私も基本的な形だと思っております。そういう中で、私どもも落ち度があるかもしれませんが、できる限り皆さん方のご意見を聞いたり、そういった場を設けさせていただいて、今までいろんな施設を造ってまいりましたけども、かなりの回数で我々もやってきたというふうに思っております。そうい

った意味で、議会の方でも特別委員会を作っていただいて、今協議の中に参加していただいております。こういった中で、やはり今後の図書館の複合施設、こういったものへの完成に向けて、皆さんのご意見も十分に受け入れながら進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

だからね、今このお話をされましたけど、私は納得していないんですよね。やはり事前にいろんな部分で相談をしてくださいと。これについてはどうでしょうかと。それについて、議会としての結論を出すというスタンスですね。これは全くあってないと。途中経過は聞いてますよ。しかしそれは住民の方にも同じようなスタンスで聞いている。しかし私たちはそういう判断する立場にありますから、内容を、初めからのプロセスを知っておかないと判断ができないってことです。あまりこのことばかり言いますと質問ができませんので、もう半分切りましたら、今度は少しランダムに質問させていただきたいと思えます。この建設の費用につきましては、私が想定するに、そう簡単にはいかないですよ。前回私も質問した時に、私どもの会社でちょっと物を造りましたが、大体20%から多いところは40%ほど上がりました。今20億円であれば、それからそのままいくと4、5億円上がるというような想定がありますね。その時に、長崎市の旧庁舎が文化ホールみたいな形を造るということで、先週ですか、お話がありましたね。その時に市長が発言をされていた。高額になれば物を考えますよと。しかし、今の長与町のスタンスはなるべく努力してやりますよという非常に皆さんに分かりやすい話なんだろうけど、全く中身がない、要はね、話だと思えます。だから、オーバーするということは、やはりプロポーザルの構想、それから設計内容をやっぱり変更せざるを得なくなるとそういうふうに思ってるんですよ。その辺の検討とか何とかもあってるのかどうかですね。それについて答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

町長答弁にもございましたが、労務単価の見直しによる人件費や資材等の高騰も続いている状況でございまして、他自治体の公共施設の建設におきましても、入札におきまして不落が発生するなど全国的にも厳しい状況でございます。答弁書にもございましたが、できる限り概算事業費の範囲内で収まるよう建設工事費のみならず外構や備品等も見直しも含めまして、設計内容の調整を行っているところでございます。設計につきましては詳細設計の詰めの時期でございまして、変更等を見直しにつきましては考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

お金が先なのか、物事が先なのかということなのでしょうけど、やはり限られたお金の中でやるということは、今までの構想というのはやっぱり変更せざるを得なくなるということは当然なんです。これはやはり住民の方にちゃんと理解していただく。これはもう行政の務めですね、要はね。だから先ほど言ったようにお金が足らなかつたら補正予算ですぐ組むとか、そういうことじゃないんですよ。民間はそういうのはできないんですよ。お金がなかつたら、もうこれやめるんです、みんな。しかし行政というのは補正予算を組みましたよと、起債がありますよということで、簡単にお金を考えてる。ですから、これについては慎重に考えていただきたいと思います。それから、2つ目になりますけど、業務につきましては先ほどおっしゃっていただきましたので、ある程度理解いたしました。また同時に後で資料を頂きたいと思ってます。私は、この業務について24時間体制の自動貸出機などの、そういうふうなよそにない長与町独特のシステムが作れないのかとそういうようなことを感じてるんです。ネットカフェとかそういうものもあるんですね。これは民間で営利を出してる会社なんですけど、そこまではいかないんでしょうけど、住民の方が使いやすくするためにどうすればいいかというその手法の一つとして、私は24時間体制の、これ返すのはもうボックスにぽんと入れればいいわけだけど、要は借りる時ね。当然これについては費用も要るし、いろんなコンピューターシステムなんかも出てくると思うんですね。こういうのを精査されたことがあるのかどうかお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

図書館の貸し出し業務についてお答えしたいと思います。今のところ現在は人の手を介さずできる自動貸出機、こちらの導入は進めております。ただし、施設開館以外の時の貸し出しというのはなかなか防犯上とか経費を考えると難しいかと考えております。ただし、今デジタルコンテンツ、電子書籍というものはやってきております。こちらの方は24時間貸し出しが可能となっておりますので、世の中の状況を見ながら、このデジタルコンテンツの強化といいますか、もっといい方向に進めばいいかなと考えております。あと、返却業務も議員がおっしゃられましたとおり24時間365日返せるような形で、返却口を設けるように進めております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

せっかく造るんだから、お金が幾らかかかってもというちょっと私さっきの反語なんですけど、やはり皆さんが希望とされることはそれはやっぱり優先すべきだと思いますよ。建物のきれいとかそういうことじゃなくてね。要はその利便性と皆さんが利用が高い

という方向に持っていくというのはこれ当然のことですよ。続きまして、年間の経費がどれぐらいかかるのか。現況ではなかなか難しい数字だと回答ではなるとは思いますけど、現在どれぐらい予定してるのかお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

令和6年度の予算ベースで図書館における維持管理費が約5,000万円でございます。新しい図書館におきましては、貸出システムの更新や貸出機の導入、そして開館時間を延長した場合における人件費などを現在検討しているところでございます。また令和6年度の予算ベースで、健康センターの維持管理費は約500万円でございます。新施設におきましては複合施設の館長や事務補助員などの人件費、そして新たに管理する部分として交流部分の管理や清掃施設の保守業務やのり面の草刈り業務などが増えますので、開館時間も含めまして検討を行っているところでございます。現在の主な検討事項は、貸出システムの新規更新や貸出機の導入、複合施設の館長の人件費、それからのり面の草刈り業務、旧図書館との送迎サービス、新施設の新たに管理する部分の保守管理委託、開館年度に図書購入費を増額するなど、令和9年度にこれらを導入した場合には約3,000万円程度の増額となりますので、こちらを現在精査しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

やはり住民の方にも大体年間どれぐらいかかるということはやっぱりお知らせをしていく必要があるんですね。長崎の今、図書館は指定管理でやってますけど、私は前回長崎市の担当の方と勉強会をさせていただいた。その時に、長崎の今年間の総経費は2億8,000万円かかっているんです。今は5,000万円であと追加が3,000万円ぐらいということでお話されましたけど、私たちの想定でいうとやっぱり1億円ぐらいの数字が出てくる。だからそういう経費も、先ほど申し上げましたようにそういう経費全部含めた中での設計建設ということなんですよ。しかしこれ逆でしょ、後手になってる。だから物があってそれに合わせてやっていくような形を取ってるから、まさに非常にずさんな私はやり方だとそういうふうに思ってます。ですから、それについてはやっぱり早めに数字を出していただきたい。それと、今の場合はもう歳出ばかりですね、1億円出る。しかし歳入計画は全くないんですよ。これには載ってない。例えば、次に質問するカフェとかそういうことにつきましては歳入の材料になると思うんですけど、長崎市の場合は駐車場であるとかレンタルルーム、そして諸経費、コピーの複写代とか、そういうのを含めますとかかなりの数字上がっているんですよ。だから駐車場も含めて、今まで駐車場というのは当然ただの方がいいんですよ。しかし、こういう箱物を造ったっていうことは、やはり幾らかの収入を考えなくちゃいけないんですね。それは非常に住民の方には嫌なことを言う

わけですけど、これについてはやっぱり歳入歳出のバランスというのは取らなくちゃいけないんですよ。どんどん経費というのは上がっていきます。だからそれについての判断を十分に検討していただきたい。そのように思ってます。それと、あとカフェのことがありましたね。このカフェの営業、聞いてみますと10坪ぐらいという話を聞きました。10坪でカフェができるのかって、これできませんよね、はっきり言ってね。ボランティアでされる方とかそういう方がいらっしゃればできるかもしれないけど、10坪の中で厨房をつくったり、カフェと言うなればサンドイッチとかナポリタンぐらいは作ると、そういうことを考えると、そうすると専門職が要ります。当然生涯学習の中尾課長辺りではいきらんですよ、それはね。あなたがエプロンしたっちゃ美味しくもないと思ってる。だから、そうすると専門の、結局営利を目的とした方が入って来ざるを得ない。今、長与でも駅の方とかでいろんな形で営業されてる方がいらっしゃいますけど、コーヒーだけじゃ採算絶対合わないですよ、はっきり言ってね。だから附帯設備を、他のものを持って経営を充当してるというふうなことなんです。だから、これについてもしっかりとやはりその考えていくべきだと思うんですよ。これは、今回答を出せといても出せないでしょうから、私として駐車料金いろいろ含めました中で検討するべきとそういうふうに思ってます。それから開館時間ですね。時間の開始につきましてはね、9時と10時ということである程度の常識的な線だろうと思ってます。ただ、何時に閉めるのかと、閉館時間が何時なのかということと、祭日休日、今長与町休みですよ。だから月曜日の1週間の休み、それは結構です。しかしながら、私も旅行関係をやっておりましたのでよく分かるんですけど、やはりゴールデンウィークであるとか祭日、それと盆正月。これ利用客がものすごく多いんです。だから旅費もものすごく高くなる。同じように時間を持つてる人たちはその時間帯が一番多いわけです。ということは利用客が一番多いということ。だから想定として私は10時ぐらいまでやるべきだと思ってるんです、閉館時間は。その下のは別にしてね。下は下で要素がありますから、これ健康の問題ですから。だから図書館については10時ぐらいまで私はどうかと思ってます。といいますのは、大体6時ぐらいに長崎辺りの会社終わりますよ。それから帰ってこられて7時ぐらいになる。7時から直接行かれる方もいらっしゃるでしょうけど、1回家に帰って整えて行かれるということになると8時です。そうすると1時間か2時間の時間は要るということです。これについては、それと同時に祭日の休館閉館ですね、これについてはどうか。これは教育委員会の方からちょっとお答えを頂きたいんですけど。その辺については、今私が尋ねたことについてどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

休みの体系につきましては、今のところは今現在の図書館を踏襲するという形で、お休みの日には休みという形で検討を進めております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

いやだからね、せつかく造るのに、だから今話を聞いても住民の意見なんか全然聞いてないじゃないですか、要はね。だから建設ありきでやってる。しかし、タウンミーティング、そして私たち議会についてもいろんなお尋ねしてないんですよ。あなたたちが一方的にその説明をしたということで、一部の人に説明したかもしれないけど、まだこの体制を取っても、もし私が言う10時までですと人件費はどんどん上がりますよ。それから水光熱費も上がります。そうするとさっき言った年間費はもっと上がります。だからそういう計画をして、そして設計をして、建物を建てるという計画性が全くなってる。どうですか、要は時間的に今のそしたら現行の6時ということでやるんですか、これで住民の方は納得されると思いますか。これについて町長の見解をちょっとお聞かせいただきたい。町長。時間のことについて、町長の意見を聞きたい。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今その部分につきましては現行の時間がありますよね、この現行の時間をベースに考えていきたいと思っております。この場で何時までということは答えられませんので、今後その部分については検討していくというふうになるかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

だからね、今の現行のということになると、祭日休み、そして要は時間も6時まで、こういうことなんですよ。これで皆さんが納得しますか。これだけ20億円もかけて建てるんですよ。もっと住民が使いやすいようにしたらいかがですか。そういう部分は十分に考えていくべきですよ。それについて私はそのように思っております。ぜひそれを含めまして、だから最終的に要は公務員の形ではできない、管理公社でもできない、だから民間の知恵を借りたらどうですかということを私は言ってるわけですよ。公務員の時間帯だとこれ不可能でしょう。それでも、要は民間の力を借りるとそれはできないことはないんですよ。だから要は試行錯誤しながら、時間帯のことについてはこれぜひこれ大きな問題だから考えていただきたい。そして6時なんてとんでもないですよ。100歩譲っても8時ぐらいまでですね。実際私の考えとすれば10時ぐらいだと、そのように思ってます。ちょっと初めの町長の質問がちょっと長過ぎたもんだから、途中をちょっと飛ばしていきたいと思えます。要はね、これはもう結局その質問ということよりも私の考えを述べさせていただくんですけど、町内の業者の関わりということで7つ目に私が申し上げておるわけですが、先ほどの質問で同僚議員が質問したと。私は逆の考えでいるんですね。や

やはり地元業者の育成。単価が安くなるとかなんとかいうことももちろんあるでしょう。だけど私はそう思ってません。やはり地元業者があつてこそ固定資産税も入る、事業税も入る、そしてそこで皆さんがお金を使つていただく。やっぱり経済効果、この長与町のためにはやっぱり地元業者育成ということは非常に大切な事。だから、この今回の22億円の建設につきましても、十分に地元業者の育成を考えて、そして進んでいただきたいと思ひます。

それから2つ目の質問ですけど、2つ目というよりも3つ目の方が住民からの要望です。先ほど給食時間、私も感じてるんです。給食時間につきましては、前、うずらの卵を飲み込んでお亡くなりになった非常に悲惨なことがありましたね。これについても、やっぱり時間が、考えて食べて、飲み込むんですね。それと私がちょっと調べて、私も長崎の方に保育園を経営されてる方が2、3人いらつしゃつてお話を聞きますと、小学校の給食時間のためにストップウォッチを持って、今時間を計つて食べさせるっていうんですよ。そして、小学校の時間に合わせるために訓練をしとくんだということですね。それと、私たちの孫も含めまして、非常に食べるのが早い。私たちが小さい時にはよくかんでご飯はゆっくり食べなさいと、こういう教育を受けました。今は少し違うんでしょうけどね。ただ先ほど言われた教育長からの説明があつたけど45分間の時間があつて、その中に準備時間とかいろんなことがあるので実質20分だということですね。これはまあ大体国の要は規定であると、私もそれは理解しています。ですけど、それをちゃんとした形で皆さんに分からせるということは非常に必要なこと。それと、先ほどちょっと質問の答えをされる時に、本人に合わせて延長するというようなお話がちょっとありましたね。これは具体的にどのような形を取つておられるのかお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

先ほどの教育長答弁にもありましたように、子どもたちには食べる量であるとか、食べる速度であるとかそういった個人差がございますので、もう少し食べたいんだけどもう少し飲みたいんだけど時間が来たのでっていうところでそこで終わりですではなくて、少しじゃあ延長しようかという感じで5分から10分程度食事時間を延長することがございます。また、準備時間、片づけ時間は少し短縮もできますので、大体20分ではございますが、20分から25分ぐらい確保する、全体の時間を確保するなどして、時間を確保、延長しておるところでございます。そういった形で個別の対応という形を取つております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

この食事時間については、いろいろ子どものやっぱり体質とかいろいろあるでしょうから、時間差もいろいろあると思いますね。ですからその子どもに合わせた時間を、一人一人を丁寧に見守って、この子はどうかというということを監視しながら食事を進めていくと、そういう手法をぜひ取っていただきたいと思います。

それから2つ目の質問でありますけど、この2つ目が私も質問ちょっと申し上げたのが少し私も書き方が悪かったのかなと思うんですけど、実際私が考えているのは今日本国内で少子高齢化の中で人材が足りません、働く人が足りない。こういうことを含めた中で外国人の雇用をとということで、この入管管理法というのは決定されたわけですね。これは前回も私は話をしました。そして、雇用をするためにはどのような体制を行政は取らなくちゃいけないのか。今の1回目のお答えでは、いろんなコミュニケーションを図ったり、そういうイベントをしたりということで、コンセンサスを深めていくというふうな、友好的なそういうふうなお話であったわけですけど、私が意図とするのは、要は雇用対策をどうするかと。今まではいろんな部分で、中国とか韓国というのがまだまだ人件費が低かったから、私どもはそこを雇ったと。今はもう既に西の方にどんどん向かっている。もうベトナム、ミャンマー、それからカンボジア。今は一番私たちが必要としている介護、この介護は今インドネシアがすごく国を挙げてやってるわけですね。このインドネシアっていうのは、ご存じのとおりイスラム圏ですね。イスラム圏の戒律というのは非常に厳しい。それは日本が考えられないぐらいの厳しさを持っています。ですから、私もインドネシアで仕事をしたことがあります。その時に店を店舗を1軒構えていたんですけど、まずこの人たちに1つの質問をいたしました。そして、命と食事と生活と宗教と何が一番大切かと尋ねました。100人が100人とも宗教と言いましたよね、要はね。それだけ信仰深いんですよ、イスラム教の方は。そのイスラム教というのは戒律がすごい。朝からマンディイをして5回の礼拝をする。私たちの会社は礼拝場まで設けなさいと国からの指令がありました。で、5回礼拝するんですよ。お客さん来ていても礼拝するんです。そうすると昼の時間なんかは礼拝が優先であって食事は後です。商売にならないですね、要はね。だからそのように、要はものすごい戒律がある。豚を食べない、酒を飲まない、ひげを生やす、頭は絶対触らないと。あなたたちの最後の目的なんですかということ、要はメッカに向かって小さな聖なる帽子をもらいにいくことだということが人生最大の目的と、そういうふうな感覚を持ってるんですよ。その宗教に対して、やはり日本人というのは非常に何の宗教も認めています。しかしイスラム教というのはイスラム教以外の宗教は認めていない。全てがイスラム教であるということなんです。だから、ベトナムであるとかカンボジアであるとかラオスとか、こういうものは大体仏教国ですね、タイであるとか。これは日本にいくらか準じることができるけど、イスラム教の方はそれはできないんですよ、はっきり言って。非常に信仰深い。だからこの対策をするためにはどうすればいいかということなんです。だから先ほどの交流とか何とかも全部大切なんですけど、私は何回も申し上げますように、少子高齢化の中でどうやっていろんな部分を日本の方にマンパワーを持ってきて、働

いていただくということを望んでるわけです。だから、それはやはり今の時代に応じて、地方のローカルの行政もそれは考えていかなくちゃいけないとそういうふうにも思ってるんですね。それについてどういうふうにも思われるか、一つ回答いただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

議員ご指摘のとおり少子高齢化に伴って、企業の人手不足というのが年々深刻になっているようでございます。町内でも数は少ないようでございますけれども、外国人労働者の受け入れというのが一つの対策として、そういった事業所もあるようでございます。ご質問にもございましたけれども、在留外国人の現状ですね、どういった国から来てるのかと。そういったこととか今後の動向など注視しながら、その国の現状を知るということは、さらなる人材の流入であったり、確保にもつながるものというふうにも考えております。先ほどの交流についても、町内にいながらにしてそういった国の方々のことを知る機会にもなるとも思いますし、あるいはいろいろな関係機関からの情報収集、それから現地に赴くということも、ご質問にもございましたとおり有効ではないかというふうにも考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私はその2点目の質問につきましては先ほど言いましたがちょっと誤解を与えたのかなと思って、回答について不満を持ってるわけじゃないんですね。だから、基本的に言うのは要はその雇用対策ですね。特に要は介護です。これについては先ほど申し上げたように、非常にこのインドネシアっていうのはやっぱりそれに力を入れて、出稼ぎですね、要はね。で、ベトナムとかカンボジア、これは大体その製造業なんかが主なんです。けど、私たちが今一番、もちろん製造業なんかも必要なんですけど、今から私たちも、もう私も高齢に今年なりますのでね。私たち団塊世代というのは非常に多い。しかし介護する方は非常に少ない、金額も安いってことなんです。だからそういう対策も考えながらやっていく。ということは、やっぱり職員の方の意識が、やっぱり海外に実際に行って、要は机上じゃなくてモニターテレビの上のじゃなくて、実際に行って感じないと分からないことがものすごく多いんですよ、要はね。だから私はそのためにもやはり海外のいろんな本当の結局風習を知るためには、やはり皆さんがやっぱり海外に実際に行って、実際に経験して、そして肌で感じて、それを基に要は結局こういうのをやっぱりみんな成り立つような形で持ってきて、生かしたいと。そういうことで海外の研修をされるのはどうかということで質問してるんですね。最後に町長、この研修についてのことで、一つ町長の方から一言お願いしたい。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

168名という多くの方々が長与町に住んでおられるということで、その研修等々というのもありますし、今は国際交流協会等々を通じまして、海外の方々と接触すると。そこでお互いに分かり合えるということは、今すぐ長与町役場としてもできることですので、まずその辺りからですね、今取り組んでおりますけども、その部分を進化させていく。その延長線上にそういった研修、そして海外研修、海外での交流というのがつながっていくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

町長から今頂きましたけど、実際にやはり行ってみないと分からないんですよ。だから職員が実際に見て、行って、そしていい勉強になりますよ。だから今もう飛行機代とか東京に行くより安いんですよ。今、円安で少し上がってはいるけどね、そういうのをよく見ながらですね、グローバルな人材を育てるという意味でぜひ海外研修をしていただくように要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで、竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時40分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順3、岡田義晴議員の学校現場の働き方改革の進捗状況と実態についての質問を許します。

4番、岡田義晴議員。

○4番（岡田義晴議員）

午後からのトップバッター4番、岡田義晴でございます。通告に従いまして私から大枠1点について、一般質問したいと思います。1つ、学校現場の働き方改革の進捗状況と実態について、一般質問します。昨年の11月に日本教職員組合が2023年学校現場の働き方改革に関する意識調査の調査結果を発表いたしました。これらの内容を踏まえながら幾つかの点について、一般質問をしたいと思います。まず、教員の労働時間の実態についてであります。教員の勤務日、月曜から金曜の在校時間は本来は7時間45分でありましたが、2023年の1日の平均在校時間は10時間と40分で、時間外労働は平均2時間55分でありました。勤務日の時間外在校時間だけで、すでに月45時間の上限を超えています。次に、教員の勤務日における自宅での仕事時間は、1日平均44分でありました。文部科学省の指針では、業務の持ち帰りは行わないことが原則とされていますが、この数字を見る限り学校現場では持ち帰り仕事がほぼ常態化していると言えるでしょう。

よって、平日の在校時間と自宅での仕事時間を合わせた1日の平均労働時間は、11時間と24分となります。次に、週休日、土、日の在校時間の1日平均が1時間と42分で、部活動顧問の出勤割合が高い傾向があります。次に、週休日に自宅で行った仕事時間の1日平均は、1時間13分でした。この結果を見ると、やはり多くの教員が週休日に持ち帰りの仕事をしており、平日では終わらない業務量の多さを表していると判断せざるを得ません。週休日の在校時間と自宅での仕事時間を合わせた1日平均労働時間は2時間と55分でありました。さらに1週間の労働時間の推移を見ても正規の勤務時間の7時間45分掛けるの5日間、38時間45分をはるかに上回る62時間50分で高止まりが続いております。特に小中学校に高い数字が見られます。次に、実際に取れている休憩時間の1日平均はなんと12.7分、休憩を全く取れない教員が全体の38.7%、15分未満が21.7%でありました。要は15分も休憩が取れない教員が全体の60.4%だということです。労働基準法では、休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと明記していますが、教育現場では十分な休憩が取れず、法的休憩時間を大幅に下回る勤務が常態化していることがうかがえます。日本教職員組合のこれらの調査結果を見る限りにおいて、改正教職員給与特別措置法、給特法と言いますが、これが成立して2020年、2021年と段階的に施行されるという文部科学省の説明と学校現場の現実には、まだまだ大きな差異を見て取ることができます。そこで以下の質問をします。(1)2023年の平均時間外労働時間が月96時間と20分で、過労死ラインの80時間を大幅に超えている状況をどのように受け止めているかを伺います。(2)持ち帰り、休日出勤が常態化している現状について、どのように受け止めているかを伺います。(3)本町の全教員の勤務の実態はどうか、以下の項目を伺います。(イ)勤務日の1日当たりの在校時間を伺います。(ロ)勤務日の1日当たりの自宅での仕事時間を伺います。(ハ)週休日の1日当たりの在校時間を伺います。(ニ)週休日の1日当たりの自宅で行った仕事時間を伺います。(ホ)実際の1日当たりの休憩時間を伺います。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

岡田議員のご質問にお答えいたします。1番目、学校現場の働き方改革の進捗状況と実態についての1点目、2023年の平均時間外労働時間が過労死ラインを大幅に超えている状況をどう受け止めているかのご質問でございますが、議員がお示しの日本教職員組合による2023年学校現場の働き方改革に関する意識調査は、全国の公立学校教職員を対象とした調査になっておりますが、回答者数は5,809人で、その割合は全国の教職員数の約0.6%にとどまるものであり、教職員の働き方改革の全体像を反映しているとは言い難いのではないかと捉えております。従いまして、本調査結果に対する受け止めに関しての答弁は差し控えさせていただきますが、児童生徒へよりよい指導を行うために教職員の心身の健康は不可欠なものであり、平均時間外労働時間が過労死ラインを

超えるということは回避すべきであると考えております。長与町教育委員会といたしましては、そのような事態が発生しないよう町立学校の管理職員を指導し、所属教職員の勤務時間の管理を徹底させるとともに、すべての教職員による勤務時間の自己管理を通して、心身の健康の維持、増進ができるよう働きかけをしております。

続きまして2点目、持ち帰り、休日出勤が常態化している現状についてどう受け止めているかのご質問にお答えいたします。教員は、児童生徒の人格形成という極めて複雑で困難かつ高度な問題を取り扱い、その職務は、授業などの学習指導や生徒指導をはじめ、学校行事に関わるものなど、学校で行われる教育活動全般にわたっており、専門的な知識や技能が必要とされます。また、職務の多くは教員の自発性や創造性によるところが大きく、児童生徒によりよい指導や支援を行うための自宅等での自主研修や自己研鑽などは、正規の勤務時間内に留まらないものもございまして、このような職務上の特殊性を鑑みますと、持ち帰り仕事をゼロにすることは極めて困難であると考えます。しかしながら本町の小中学校におきましては、今後も業務の改善や精選、効率化をさらに推進し、その縮減に努めてまいりたいと存じます。次に、休日出勤の常態化につきましては、教職員のワークライフバランスを崩し、教職員の心身の健康に悪影響を及ぼす可能性があります。また、そのことが勤務日における授業等のパフォーマンスを低下させることも憂慮されます。これらのことから休日出勤につきましては、解消しなければならないものであると考えております。長与町教育委員会としましては、過年度より既に週休日は原則として、職員室等、校舎の解錠を禁じ、休日勤務が発生しないようにしており、その履行状況については教育委員会が監督しております。

3点目、本町の全教員の勤務実態はどうかの(イ)勤務日の1日当たりの在校時間のご質問についてお答えいたします。勤務日1日当たりの在校時間でございますが、令和5年度における勤務日、1日当たりの在校時間は、休憩時間を除きまして小学校が平均9時間18分、中学校が9時間36分となっております。次に(ロ)、勤務日の1日当たりの自宅での仕事時間のご質問についてお答えいたします。勤務日1日当たりの自宅での仕事時間でございますが、客観的な把握ができる在校時間と異なりその把握が困難ですので、概要を説明いたします。勤務日に持ち帰りの仕事があると回答した教員は全体の約7割で、そのうち約4割が1日当たり60分を超える時間を持ち帰りの仕事に費やしている現状が見られます。次に(ハ)週休日の1日当たりの在校時間についてお答えいたします。週休日1日当たりの在校時間でございますが、先の答弁で述べましたように、本町では原則、週休日の職員室等校舎の解錠を禁じております。しかしながら令和5年度は土曜日の午前中に、中学校の文化部活動を行っていたため、その指導に当たる教員につきましては、週休日の出勤がございました。月によって実施数のばらつきはございますが、多い月で月4回、1回の活動につきまして平均2時間程度の在校時間がございました。令和6年度からは、全ての文化部活動が週休日の活動を原則として廃止し、平日5日間のみ活動となりました。ただし、コンクールや地域行事への出演の際の引率業務が月1回程度発生

するものと考えております。次に（二）週休日の1日当たりの自宅で行った仕事時間のご質問についてお答えいたします。週休日1日当たりの自宅での仕事時間でございますが、これにつきましても客観的な把握が困難ですので、概要を説明いたします。週休日におきましても約7割の教員が持ち帰りの仕事があると回答しております。またそのうちの約6割が1日当たり60分を超える時間を持ち帰りの仕事に費やしている現状が見られます。最後に（ホ）実際の1日当たりの休憩時間についてお答えいたします。本町の全ての小中学校におきましては、日課の中に1日当たり45分間の休憩時間を位置付けており、外出等も可能になっておりますが、児童生徒との交流や授業準備、校務の処理等、職務に時間を充てている教職員は少なくない現状がございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

現状大体分かりました。再質問に入らせていただきます。先ほどの日本教職員組合の調査結果によると、時間外労働時間の平均値が既に過労死ラインを超えていると。日頃からの長時間労働が常態化しているということですね。その上、休憩も取れない中、肉体疲労、精神疲労および慢性疲労からの精神疾患や心疾患の危険性が大きくなるのが懸念されております。昨年度うつ病など精神疾患で休職した公立学校の教職員は、全国で6,000人台を超えました。6,539人と過去最高を記録しております。中でも20代の若い教員の増加率が高く、文部科学省としては職場の環境は非常に深刻で、教員不足の中、若手教員をどうサポートするかが課題だと言っております。自治体の中には、こうした現状を踏まえ新卒教員を対象に担任の業務の負担、これを軽減する取り組みを始めているところもありますが、本町はこういった取り組みは既に行われているのでしょうか。伺います。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

新規採用教職員につきましては、他の担任よりも指導時間を減じて研修等に充てる時間を取っております。その際には、拠点校指導教員であるとか、校内の指導員がございしますので、日頃の担任業務等の、または学習指導等の悩み等をすぐに相談できるような体制を取っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

確認ですけど、そのような取り組みは文部科学省からの要請からきているのか、自治体独自の取り組みなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

先ほど述べました内容については、国の初任者研修のガイドラインに沿ったものでございます。本町独自のものではございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私も前職高校教員でありましたので、さまざま思いがございますが、例えば夏休み中に長期休暇ということがあるんですが、私も若かりし頃はなかなか取りづらい環境が前ありましたが、今現在、長期休暇が従来より取りやすい柔軟な取り組みというのはされているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

ここ数年、本町では長崎原爆の日である8月9日の登校日の翌日から9日間程度を学校閉庁日としており、校長以下、全教職員が漏れなく休暇を取れるような仕組みを取っております。これが長期休暇を取りやすくしている手だての一つでございまして。また、従来夏休みの後半にもう1日登校日を設定しておりましたが、それを廃止しまして、その前後を使って長期休暇を取りやすくしております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

ちなみに昨年度、有給休暇20日間ありますよね。この20日間、先生方の取得率というのはどれくらいですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

令和5年度の本町の教職員の有給休暇の取得状況につきましては、20日間の有給休暇がございまして、教職員1人当たり平均しますと19.9日となっております。かなり高い取得状況であると捉えております。しかし、あくまで平均値でございまして、令和5年度の有給休暇の取得が10日前後の教職員も数名散見されます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

比較的高いなと思いましたが。併せて夏季休暇5日間というのがありますが、私が若い頃はなかなか取りづらい環境がありましたけども、今現在この夏季休暇5日間の取得率は

どのようになっておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

夏季休暇の取得率につきましては、現状100%確実に取れております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先ほどの答弁もありましたが取得率が低い先生方もいらっしゃるということで、有給休暇、それから夏季休暇の取得率がちょっと低いなという先生方おられると思いますが、そういう先生方に対してはどのような対処をされておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

児童生徒が登校する授業日にはなかなか有給休暇が取りにくいのが、教職員学校現場の現状でございます。従って夏季休業中であるとか、冬季休業中であるこの長期休業期間を活用して、計画的に有給休暇を取るよう教職員を指導しております。計画表を事前に提出させますので、その際有給休暇の日数等が少ない教職員に対しては、個別に指導、助言をして、少ない教職員の有給休暇数を増やすような働きかけをしておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そういう対処をされてるということですが、それでも少ないというのは非常に問題だと思うんですが、そういう事例がありますか。そういう先生方に対しては、なお一層何かこう対処されるんですか。そこら辺を教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

幸い本町の教職員は素直な教職員が多うございますので、確実に日数を増やすよう努めております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

持ち帰りの話をずっとしてはいますが、持ち帰りとか休日出勤は、学校では処理し切れなかった業務というふうに受け止めております。そうしますと本来は時間外在校時間とし

て管理把握されるべきものじゃないかなと思うんですが、その辺りいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

国の指針につきましても、時間外在校等時間という形で含めるような指導がっております。ただし、持ち帰りの仕事の内容につきましても、個別に異なりますので把握が非常に難しいのが現状でございます。持ち帰る仕事の多くは教材研究であるとか、次の日の授業をどのようにしようかという個別のプランニングによるものが多いでございますので、その時間を正規の在校等時間に入れてよいものかどうかというのはなかなか難しいところがございます、現状本町では在校等時間には含めておりません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

非常にしつこいですが、持ち帰りの仕事とか休日出勤というのは文部科学省も言っていますが、本来させてはいけないということになっておりますが、それでも現状先生方は非常に真面目で、やっぱり私もよく分かるんですけども、でもなかなか世の中がそうはいけないというふうな状況の中で、非常に答弁しにくいと思いますけども、その辺りはどのようにお考えですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町につきましては、できるだけ持ち帰る仕事がないように、勤務時間中での処理ができるように、業務時間業務内容等全て効率化精選化を図っているところでございます。しかし、どうしても専門性が高い職業ですので、その専門性を磨くために自己研修であるとか、自己研鑽については、このことにつきましては国の指針におきましても在校等時間には含めないとされておりますし、ここに教職調整手当等が反映しているのかなと思っておりますので、持ち帰る仕事をゼロにするというのはなかなか難しいことではないかなと考えておりますが、休日出勤につきましては、先ほど教育長答弁にもありましたように教職員の心身の疲労を増すものですので、本町では原則禁じております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりましたが、そういうもののなかなか現状いろんな資料を見ますと、やっぱり持ち帰りというのが現実あるわけで、もしそうであるならもう本当私思うんですが、端的にもう大幅に仕事量を減らすか、教員の増員しかないのじゃないかなということなんですけども、非常に難しい問題だと思いますが、今現在のご答弁を頂ければ。よろしくお願

ます。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がお示しのとおり、ご提示いただいたように教員の業務は非常に多岐にわたっており多忙な業務でございます。その精選を図っているところでございますし、人を増やしてというところはあるんですが、教員のなり手不足という形で加配教員の配置等がなかなか頂けない現状がございます。その中で今いる教員で、どのようにチームでその業務を分担していくかというところで、一人一人の負担感が軽減されるような取り組みを各学校で工夫改善をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

今おっしゃった教員のなり手不足も後から質問しますが、これは単に教育委員会の問題だけではなくて、全体の問題ということで後から質問しますが、改正給特法というのがありまして、2019年の4月1日から勤務間インターバル制度の導入が努力義務化しました。この制度の目的はもちろん労働時間等の改善ですが、このインターバル制は本町は既に導入されていますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

勤務間インターバル制度につきましては、本町では導入をしておりませんし、長崎県内の全ての学校においても導入をしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そうですね、ただ文科省が本当に勤務間インターバル制度導入努力義務というふうに出してるんですけども、私考えるとこのインターバル制度は、前の日に10時まで先生方が働いたとして、間11時間は空けてくださいよということになるから、翌日の仕事は9時からしてくださいとなるんです。現実そういうことが学校の世界で、私もよく分かりませぬ、無理だと思うんですよね。それで文科省が勤務間インターバル制度の導入を努力義務化というんですけども、恐らくどの自治体でも絶対無理じゃないかと思うんですけども、それはいいとして、次に移ります。もともと公立学校は労務管理、それから健康確保策が非常に機能しづらいというか、そういう立て付けになっていると思うんですが、率直にどうしてでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

労務管理につきましては、設置者である教育委員会や教職員の管理を任されている校長には、各教職員の勤務時間を適切に把握し、管理する責任がございます。しかしながらこれまでの学校では、厳密な勤務時間の管理を行うことが、その意識がそう強くなかったように思われます。それはこれまでの学校の文化で、以前は遅くまでいる教職員が頑張る教職員、早く帰る教職員は頑張りが少ない教職員というような旧態、昔の学校風土がございました。そのせいではないかなと思われます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

この労務管理と健康確保策が機能しづらいのは私なりにいろいろ考えてみましたけども、まずもってこの時間外労働が労働ではないとおっしゃったその意味合いでは、超勤4項目を除くと給特法の下では、ほとんどの時間外の仕事が労働基準法上の労働時間ではないというふうなもう立て付けですから、仕方ないんですよ。この時間外労働についての裁判を起こしても裁判長はそれは教員の自発的なものだからねっていうふうな話で、退けられるわけですよ。そういう意味ではこの給特法というものの存在がある以上、労務管理、健康確保策はできないんじゃないかと思うんですが、その辺りはちょっと言いにくいでしょうけどご答弁をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

先ほどこれまでの学校では労務管理の意識が低かったというような答弁をさせていただきましたが、現在この学校における働き方改革を進めている上で、この労務管理はもう外せない重要な管理職員の、また、設置者の重要な責務であると考えております。現在本町では、統合型校務支援システムを導入して、教職員の出退勤の管理や出退勤時刻の管理が容易にできますので、その適正な労務管理に努めているところでございます。適正な労務管理は、教職員の心身の健康確保に大きく寄与するものでございますし、それが先ほど教育長答弁でもありましたように、子どもたちへのよりよい指導、支援につながるものと考えておりますので、今後も適正な労務管理をしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

もう一つ労務管理と健康確保策が機能しづらいということでの一つの原因として、仕事の範囲が定まらないという、要するに教職員というのは労使間の交渉によるその協定とか協約がもともと存在しないわけですよ。ですからどこからどこまでが仕事かって

というのが定まらないという現状で、労務管理というのはできるんでしょうかっていうことですから、もう一度答弁をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

業務につきまして教員のなすべき仕事っていうところで、国の方からの幾つか、三分類がなされております。教員でなければできない仕事であるとか、ここは地域や家庭に願わなければならない仕事、学校で必ずしなければならない仕事につきましては校務分掌表を作成し、一定の教職員に偏りが行かないように、平均的な職務が分散、分担されるような仕組みを整えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

ちょうど三分類の話も出たところでこれも後ほど話をしますけども、給特法ですけども、ちょうどもう60年以上前に出来上がった法律で、1カ月のいわゆるその一定の時間外労働を8時間としましょうと、そして給料の4%ぐらいだねということで、教職手当で上乗せしてというのが60年続いているわけですよ。今頃、文科省が4%を10%にということなんですけども、今の世の中で60年前の状況と全然違うわけですよ。ということで、もうこの給特法については、非常にもう制度疲労というのを起こしてる気がするんです。これは世の中の皆さんがおっしゃることなんですけども、この辺りについて、給特法についてはどういう思いがございしますか。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員に申し上げます。給特法に関して個人的な思いを問いているのか。あるいは教育委員会としての。

○4番（岡田義晴議員）

教育委員会に対してですね。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会はお答えできますか。

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在ある法律ですので、それを順守するのが我々の責務でございますので、60年前の法律であっても今現在順守しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

すいません、聞きにくいところ。文科省としても今まで大きな改正がなかったんですが、

今回はその教職手当4%から10%ということで、先生方にご提示しているようですが、これにおいてその長時間労働が改善されるかなということにおいて、アンケート調査とかいうのをこれから取る予定はございますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町の教職員に対しまして、アンケート調査をする予定は現在のところございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

次ですね、公立学校は教員についてはもちろん給特法の適用を受けるため、いわゆる労働基準法の36条のサブロク協定の対象外とされていますけれども、給特法の適用を受けていない職員が時間外、休日労働に従事する場合については、労働基準法が定める36条いわゆるサブロク協定の締結、届け入れがもちろん必要なんですけれども、本町は今のようになっているか、またその対象人数は何人ですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

給特法は公立学校の教育職員に適用される法律であり、本町の町立学校にもその適用を受けてない教職員は一定数おります。県費負担教職員では、校長および事務職員がそれに当たりますので、本町には8校町立学校がございますから、校長8名、事務職員8名、計16名が適用を受けてないことになります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

今まで日教組の調査についてお話ししてきましたが、一方で文部科学省が昨年12月27日に、令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果を発表いたしました。先ほど言われた三分類についてですけども、今回の調査は主に学校教職員が担う業務に係る三分類、先ほど言われたですね。すなわち基本的には学校以外が担うべき業務、それから学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、そして、教師の業務だが負担軽減が可能な業務ということで、調査を全国的にされてるようです。それを受けて大体いくと三分類14項目あります。それで基本的には学校以外が担うべき業務として4項目上げております。そして、その進捗状況もパーセンテージで書いてありますけども、登下校に関する対応が66.8%と書いてあります。二つ目に放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応29.7%、それから学校徴収金の徴収管理これが44.7%、それから地域ボランティアとの連絡調整が48%

ぐらいですよっていうふうなことなんですけども、本町としたらこの項目について、どのような状況でございますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まず、1点目の登下校に関する対応につきましては、現在全ての学校で地域の皆さまにご協力を頂いて、見守りボランティアが構成されておりますので、その方々に支援をいただいております。二つ目の放課後、夜間の見回りであるとか、児童が補導されたときの対応につきましては、現在学校は行っておりません。警察および家庭にお願いをしているところでございます。三つ目の学校徴収金の徴収管理につきましては、一部ではございますが給食の公会計を昨年度から始めましたので、その点につきましては学校から離しておりますが、教材費等の集金および管理につきましては、まだ学校が担っているところでございます。地域ボランティアとの連絡調整につきましては、学校運営協議会等を組織しておりますので、その中の地域コーディネーター等にお願いをしておりますが、現実的にはまだ教頭が担っているところが非常に多いところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

二つ目の学校業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務ということで、これも4項目あります。一つが調査統計等への回答が39.8%、児童生徒の休み時間における対応、これは少ないですね。5.5%とあります。それから校内清掃17.4%、部活動は72.2%として非常に成果が出てるようですが、本町はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

調査統計等への回答につきましては、これまで教頭が中心になって担うことが多かったのですが、事務職員等に分担をして機能的に動いているところでございます。児童生徒の休み時間における対応でございますが、ここは現在教職員が担うところが多いようです。地域の方に応援をと考えている校長もおりますが、いろんな方が学校に入るっていう形になりますと防犯上にも不安なところがございますので、現実問題、教職員が対応しているところでございます。校内清掃につきましては、教育の大事な部分ではないかなと考えております。自分たちが使った場所を自分たちできれいにする。これについては、外部委託は現在のところ考えておりません。部活動につきましては、本町におきましては運動部活動、休日の運動部活動、それから文化部活動を廃止しておりますので、かなり進んでいると思われま。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

この三つ目の教師の業務だが、負担軽減が可能な業務ということで6つ上がっておりますが、一つ目が給食時の対応21.3%、授業準備これは高いですね、74.5%、それから学習評価や成績処理41.8%、学校行事の準備運営が52.4%、そして進路指導についてはやや低く10.1%、それから最後、支援が必要な児童生徒家庭の対応はほぼ100%近く、97.5%となっておりますが、本町はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

給食時の対応につきましては、小学校の低学年におきまして、特別支援教育支援員の方が、準備のところ担任の方を支援しております。支援が必要な児童生徒家庭への対応につきましては、先ほど述べましたようにここにも特別支援教育支援員が各校2名以上配置されておりますので、その対応であるとか、町教委にはスクールソーシャルワーカーも配置しておりますので、そこが対応をし、学級担任を支援しているところでございます。授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備、運営、進路指導につきましては、ここは教員の専門性が発揮される場所だと考えておりますので、現段階ではこのところに支援を必要とは考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私も元教員ですので、この文科省の業務三分類の中で賛同するところと、やっぱり、そうかな、これは教員の仕事じゃないかなというところが、複雑に混じり合っただうも評価がまだできないところでございます。それで先ほど委員から出たとおり教員のなり手不足ということでもありますけれども、皆さんがやはり教育の将来を考えたときに、非常に重い問題だなということでもありますけれども、教員のなり手不足の原因について何かお話があればお聞きしたいと思います、ありますか。なり手不足がどうしてかというところの原因の何か一つあれば、教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

町教育委員会としましては、教職員の採用、任用に関してはその権限がございませんので、お答えを控えさせていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

どうしてそういう質問をするかといいますと、この文科省のホームページをつぶさにごう見たときに、その言葉をそのまま引用しますけども、学校の現行の教育現場は、先生方の献身的犠牲で成り立ってる部分大きいという文章を実際発見したんですよね。そうすると確かに給特法がおっしゃるような60年代のことを簡単に当然それ変えたら法律違反ですから、それは分かるんですけども、このホームページに書いてあるその献身的犠牲という言葉が今から教員になる人、それから保護者、地域の皆さんが見たときに、これを見て先生になろうというふうになる気持ちになるかなっていう素朴な考えがあったもんですから、これを文科省がこう出すことは恐らくその苦し紛れじゃないかと思うんですけども、なかなか受け入れられないかなということがあります。それともう最後ですけども、私の思いですね、ちょっと質問しますが、国政と地方行政は、国家公務員と地方公務員の関係性と同じく、この双方に上下関係はないと思うんですよね。2000年に施行された地方分権一括法で、地方への権限移譲は明確化されておりますよね。国と地方の関係は上下関係とか主従関係ではなく、対等、協力関係に転換すると書いてありますね。そうすると私たち、地方行政、皆さん担ってる人たちにとって、地方からの声を発信してもよいということになると思うんですよ。特に教育のまち、長与町がやはり小学校から中高大ある中で、やはり給特法でも何でも法に触れることはできませんけども、我々その地域で地方自治体、町教育委員会でやれることをもっと率先的にやってもいいのかなという気持ちがあります。その辺りの思いというんですか、答えられる範囲でこの長与町ならではのいわゆる働き方改革を今されてると思うんですけど、さらにやっぴこうというお気持ちをちょっと確認したいなと思うんですけど、よろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

上下関係がなく対等関係ということがございましたけれども、やはり我々は法に基づいて文科省、また県教委からの通知通達に基づいて業務を行っております。ですので、そこについては難しいところがあるのかなと思います。ただ、市町の教育長会であるとか、学校教育課長等会議がございますので、我々が考えていることなどは県教委へ、そして文科省へ上がっているものと考えておるところでございます。よろしかったでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

もちろん順法精神ってのは当然のことでもありますから、それに沿って地方自治体として、可能な限りの努力をしていくということが分かりました。この町は100年安心のまちづくりということで、吉田町長がかじ取り役をされておられます。やはりまちづくりというのは、まず人づくりだと思っております。人づくりの基本はやはり教育ということで、今

教育委員会が一生懸命されてるのをさらに加速するために、やはりまちづくりのリーダーである吉田町長に、この働き方改革そして教育改革で何よりも子どもたちがいい環境で、先生と子どもが向かい合うようなそういうゆとりある時間を作るような、そういう教育改革を長与町からやっていくんだという意気込みを最後に吉田町長に一言お願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員おっしゃったとおりでございます。教育委員会の理事の方からもいろいろお答えありましたけども、やはり学校の先生方そして教育、学校の先生方そして家庭、そして地域の方々、この方々が三位一体となってやっぱり作り上げていくもんだと思うんですね。そこに法があってサブロク協定もあるでしょうし、いろんな教育委員会、あるいは文科省もあるでしょうし、しかしながら我々はまず地方にありますもんですから、地域の中でどう子どもたちを育てていくか、ここがやはり国と地方が同等であるということだと思うんですね。国はできませんので、そこは地方がやっていくので、そのところを教育委員会、本当に中心になってやっていただいておりますので、教育のまち長与につながっていくものだと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

教育委員会と吉田町長と私の気持ちが一つになったということで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩いたします。

（休憩 13時57分～14時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、西岡克之議員の①本町の公園施設について、②本町の道路行政についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

それでは議長のお許しが出ましたので質問をさせていただきます。冒頭にまず、4月に行われました町長選挙におかれまして吉田町長が再選されたことを喜ばしく思っております。今後とも共に頑張ってまいろうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは早速質問に入ります。本町の公園施設について。本町の公園にはさまざまな用

途があり、用途別にそれぞれ所管課によって管理運営されているものと考えます。町の公園施設長寿命化計画によって、遊具撤去後に新たに更新された遊具の設置があると考えます。それ以外に、撤去後は更新されないままになっている所も見受けられます。今後そのような公園には遊具の設置はなされないのか。また他に有効活用の予定があるのでそのままにしているのか、今後の活用について質問します。

2番目として、本町の道路行政について質問いたします。本町の道路行政について、幾つか問題と思われる点を指摘した上で質問します。本町は隣接する時津町と経済的なつながりがあり、頻繁に国道207号を行き来しており、朝夕は慢性的な渋滞が発生しております。道路管理者である県の方でも途中拡幅をした所もあるようですが、慢性的な渋滞の解消には至っておらず、今後も渋滞解消の見込みはないようです。そこで渋滞解消の一助として、北陽台の北部より時津町への道路築造を考えてはと提案いたします。位置的に時津地区は現在想定されている場所が区画整理区域と思われるようですが、計画ができるのかどうか質問いたします。2点目として県道33号東高田町宮住宅入口の交差点について、当該交差点は交通事故がしばしば見られる所で、以前付近にある信号機の移設が質問で出たこともあります。そこで事故の減少につなげるために、この交差点をドライバーにより分かりやすく認識していただくよう道路上にカラー舗装をしてはいかがでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、西岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず1番目の質問で、本町の公園施設についてのお尋ねでございますが、本町では平成30年度に公園施設長寿命化計画を策定いたしまして、平成31年度より都市公園の遊具の更新を年次的に実施しておりますところでございます。一方で、長寿命化計画策定前に撤去した遊具につきましては老朽化が進行しておりまして、何らかの対策を行う必要があったことから、地元への意見照会を行った上で撤去した経緯がございます。本町といたしましては、子どもたちの遊び場を確保する観点を踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、施設の廃止や集約化等を踏まえながら、事業を実施していく必要性がある点や、子どもが遊具から落下したり、飛び出したりした場合に到達すると想定される範囲である安全領域の関係上、配置できる遊具が制限される点なども鑑み、要望等があった際には、総合的に判断して決めてまいりたいと考えております。

2番目、本町の道路行政についてのお尋ねでございますが、1点目が道路の計画についてのお尋ねでございます。現在長与町の北陽台団地と時津町小島田地区とを結ぶ路線の構想がございます。この構想路線につきましては、定期的に長与町・時津町道路事業調整促進協議会におきまして協議を行っているところでございます。現在までの検討状況につきまして、概略の道路線形の確認までとなっており、整備手法などを含む詳細な協議ま

では至っていないのが現状でございます。また、当該構想路線の接続先と想定しております時津町の都市計画道路につきましては、区画整理事業と併せまして鋭意整備中であり、完成予定が令和9年度とお聞きしております。また完成後に周辺の交通状況の調査把握が必要とのことであり、時津町の状況等を鑑みながら、引き続き協議してまいりたいと考えております。続きまして2点目、県道33号線へのカラー舗装についてのお尋ねでございます。県道33号線と町道東高田・三千隠線の交差点におけるカラー舗装の設置につきましては、過去の交通事故状況および事故原因を検証し、事故の減少につながるかを慎重に判断して設置する必要があると考えております。ご要望の件につきましては、今後県道33号線の道路管理者である長崎県や交通管理者である時津警察署と協議し、対応を検討してまいります。また、町道東高田・三千隠線は、町が道路管理者となっておりますので、町道から県道へ接続する部分への停止指導線の設置に加えて、交差点注意喚起の路面標示を設置したいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

それでは再質問に入らせていただきます。まず今のご答弁の繰り返しになりますが、公園遊具を撤去する場合の手順について、どのような手順か質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

まず、安全点検を年に1回行っております。最近というか、平成28年度から専門知識を持つ資格者をお願いする形で安全点検を行って、現在まで至っております。で、ご質問の長寿命化計画策定以前、策定は30年度でございましたので、それ以前につきましては同様に調査した結果、経年による老朽化、劣化ですね、それが多数散見されましたので、そちらにつきましては対策といたしまして、対象の自治会に撤去を含めた意向調査を行いまして、撤去もやむを得ないというふうに回答があった公園に関して撤去したというふうな経緯がございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

調べさせていただきまして、天満宮公園遊具更新工事、これが2023年11月2日にされてるみたいです。入札の最低制限が1,889万4,000円って、いわゆるこれは長寿命化計画に基づいてやられてるんだろうというふうに思います。令和5年かな、にやってみたみたいなんで。今おっしゃったように、平成30年以前は公園施設の地元自治会には聞かずにちょっと言葉は語弊がありますが、老朽化する分は撤去していたというふうに思います。ちょっと質問が前後するかもしれませんが、例えば地元自治会がな

いような所、地元自治会の意見が聞きづらいような場所に設置されている公園については、どういうふうなご判断をされて遊具の撤去とか新設とかされていますか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

まず、地元自治会がこちらと相談ができるような、相手先がないような公園があろうかというふうなことだろうと思うんですけど、そういった部分については確実に地元の自治会長さん辺りに確認したところ、常にやりとりの意思疎通ができておりますので、そういった公園はないのかなというふうには考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

なら、言葉ちょっと当たらんかも。どっか近くの自治会をちょっと広げて見つけてきて、その自治会にお尋ねするっていう形でご相談してっていう形を取るということで認識していいですか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

すみません、そういうのではなくて、私どもとしては、自治会の中にも複数公園を設置されてる自治会もあろうかと思えます。なので私どもの認識としては、議員おっしゃられるような、じゃあ、ここよう分からんけんが、ちょっとその隣の自治会にちょっと相談できませんかとかいうふうなことは、そういったことはなかったのではないかというふうに思ってます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

私が住んでおる所も、今後浄水場ですね、長崎市との浄水場の共同設置で借地公園ですよ、あそこは。遊具が設置されてて、それを、もう今、たしか滑り台だけかなと思います。あとのブランコであるとかシーソーであるとかはもう撤去されてて、恐らくそういうものも自治会長なりにお尋ねして、これはもう使用に耐えないよと、事故が起きてもおかしくないから撤去しますよということで、恐らく撤去されたんだろうというふうに思います。で、撤去する時に、よく聞くので、安全領域って。要するに遊具と遊具の間が狭かったら、例えばブランコに乗っててそのブランコが例えばの話、隣にジャングルジムがあったとして、そこの子に当たるかもしれないと。シーソーに当たるかもしれないと、で危ないから撤去するよというようなことで言われる、その安全領域の確保ってよく言われますけど、それは今、軟らかい、平たい言葉で説明しましたがけども、あなた方はどういう

ふうにご理解されてますか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

町長の答弁にもございましたが、安全領域につきましては子どもが遊具から落下したり、飛び出したりした場合に到達すると想定される範囲が安全領域ということで定められておまして、それが遊具ごとに遊具の形状とか高さとか性質等でそれぞれ定められております。ですので、こちらの方といたしましても、それにつきましては順守しなくてはいけないものというふうに考えてます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。じゃあ、逆に安全領域に問題がなければ、使用できる遊具は撤去しなくてもいいということも考えられますね。ご答弁をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

安全領域だけではなく、例えばシーソーとか動く遊具があろうかと思えます。そういった部分の稼働部とかの摩耗とか、あと例えば手が当たる所のボルトとかの飛び出しとか、そういった部分も点検の中で把握しておりますので、安全領域だけっていうのではなくて、もうこれも老朽化してもう厳しいだろうなというふうな部分も判断の材料というふうにさせていただいてます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃ、逆に今おっしゃられた老朽化とかなんとかの撤去した後に、そのスペース的にそこが安全だと、他の遊具の侵食がないという時には、改めてそこに別の遊具を新設するっていうことは可能なんですね。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

長寿命化計画に載せている部分につきましては、更新時期が来たときに同様の検討はするんですが、議員のご質問があった分、長寿命化計画策定前に撤去した遊具のことだろうというふうに思うんですが、そちらにつきましては、もし地元自治会とかからそういった要望が来た場合は、その公園の利用状況とか、あと地域の特性等も踏まえまして、その設置の選択とか設置の可否につきましては総合的に判断したいというふうに考えており

ます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

遊具の安全性とか、ちょっと総論的に今お尋ねいたしました、ちょっと個別にポイントを絞ってお尋ねしたいと思います。今、町民体育館の裏側に遊具があります。私も子どもが小さい時、30年ぐらい前連れて行って遊ばせたりとか、この頃孫がいるもんで遊ばせたりとか、近くのさくら野公園か、いい公園を造ってくださってるんで、あそこにはちょこちょこよく行きます。いい遊具をたくさん置いてくれて感謝しております。近所の子どもたちもよく行ってるみたいですよ。ただ、新しい公園、新設の公園は、確かに遊具も新品できれいでいいんですけども、あそこの町民体育館の裏は結構時間がたってます、建設から。その横、具体的にターザンロープかな、何かこう、するするって滑る横の滑り台が撤去されたままになってるんです。で、住民の方から「あそこの公園には滑り台がないんですよ」って、「撤去されたままになって、何で作ってくれないんですか。早く作ってください」って。「そうしないと、子どもが滑り台に乗れなくなります」と、「滑り台で遊ばなくなります」という話がありました。ここについてちょっと具体的にお尋ねいたします。ここの滑り台を撤去されたのはいつ頃でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

設備の台帳を確認したところ、こちら平成28年度に撤去しております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

かなり前ですね、平成28年ということは。撤去の理由は何だったんでしょうか。お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちら老朽化により撤去したということで確認しております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

老朽化により撤去ということは、今までのやりとりからすると、近所の自治会にお尋ねになったということですか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

自治会等に確認したという部分では、確認したということは確認できておりません。逆に言うと。利用者と関係者に確認して、そこを撤去するという事になったということです。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃあ、今までの説明とはちょっと違うよね。利用者に確認したって、子どもに聞くのか大人に聞くのがちょっとそこは不明ですけどね。滑るのは主体的に子どもだと思ってる。子どもが「危ない」とかあんまり言わないんじゃないかな。で、ですね、その28年に撤去したまま、そのままのスペースであるんです。安全領域とか問題がなければ、滑り台もまた再設置をお願いしたいんですが、これ本当住民の方からのご要望で我々聞いているんです。先ほどの竹中議員の質疑の中で、我々は住民の代表なんで、ちゃんと現地調査も行いました。写真も撮りました。設置をお願いしたいと思うんですが、設置はできませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

その場所につきましては、今現在、各種大会でウォーミングアップスペースとか、あと小さい子どもにとっては広場として利用している状況でございます。こちらもちょうど広場になった時に、逆にそういった声が子どもたちが遊べていいねという声があったということで、そのままにしている状況であります。ただし、今回そういった遊具の設置のご要望があったことも私どもも真摯に受け止めて、今後はその場がどういった形で利用した方がいいのかというのは、情報収集して検討を進めたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

どういう形で利用するっていうんじゃなくて、住民の複数の方から滑り台があそこの公園の一角にはないと言ってるんです。どういう形で利用するかっていうともう明らかに、住民の方からそういう声が上がってて、再度検討する必要ないって言ったらちょっとおかしいですけど、再度検討しなきゃならないのかなと。十分ウォーミングアップするとか、広場であるとか、設置にするスペースと、安全確保もできてるので。今のご答弁だったら、住民、再度検討しますっていうご答弁ですよ、僕が問いかけたのに対して。私が今お願いしてるのと、ちょっとずれがあると思います。もう一度、その滑り台についてそれと同様の施設についての設置ができないのか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤克彦議員）

宮司教育次長。

○教育次長（宮司裕子君）

議員がおっしゃるとおり、そちらの広場の方に遊具を設置してほしいという意見もある一方、やはりその広場を広場として利用されている方っていうのも一定いらっしゃいます。ですので、教育委員会といたしましては、いろいろな意見っていうのを今回お聞きしましたので、それを基に今後研究する材料の一つとして承らせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

次長の意見で少し前向きになってきたというふうに受け止めました。で、今後予算がないとか、そっちの方にご答弁じゃなくて前向きにご協議いただきたいというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。207の渋滞緩和の件ですが、今先ほど土木の方の課長のご答弁では、まだ計画はないと。ただ、これ一つの提案でございまして、抜本的な国道の渋滞緩和に向けて、私が提案したことができないかなということ。何か、構想ですか。構想はあると。以前の何年も前にここ質問した時に、ありませんというお話だったんです。で、県の方も県を通じて聞いたら、ないっていう話だったんです、この線には。今のご答弁ですと、構想はあると。言えば、もやとした雲みたいな感じで。これを確実に、計画ですか次のステップの、計画に持って行っていただきたいと思います。今もうご答弁の中に時津と協議をすとか話があった。昔の話ですけど、あそこ我々が若い頃バイクで行ったりとかしてたんですよ、道があったんです。で、その頃は全く、交通渋滞とか全く関係なくて、今はもう慢性的な渋滞なので、こっちの人口が増えて商業施設が増えれば、車っていうのは絶対来るんですね。それを緩和するためには一つの提案というか、のためなんで、今後前向きに協議していただきたいと思います。次のステップに進むために、もう一度ここで再度繰り返しになると思いますが、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

議員が言われる路線につきましては、時津町長与町、両町の都市計画マスタープランの方にも構想路線として位置付けまして、今後両町で共通認識の下に、町長答弁でもございましたけれども、引き続きその道路の状況等把握を、情報交換等もしながら引き続き協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

理解いたします。鋭意前向きに向かって、どんどん進めていていただきたいと思います。最後の県道33号線に移ります。一定程度の危険性についての認識を持っていただいているということは理解できました。ここの交差点ですね、以前から交通事故も何件かあっておりますが、事故に至らない前のひやっとする、危ないなとかいうのも私も何回も遭遇しております。よくヒヤリハットとかハインリッヒの法則って言いますよね。事故の未遂は300あるというリスクマネジメントのことで、29の重大事故があってその中で1つの事故が起きていくという形がありますので、あそこは本当、以前も信号機の移設で議会で問題提起された議員の方もいらっしゃいました。ただ、ちょっとそれは無理だということで、私も私なりに県の方を通じて調べたら、ちょっと難しいなというご回答をいただきました。それはもう仕方がないというふうに思います。ただ、現状では何もしなかったらそのままなので、現状を少しでも改善するために今ご提案させていただきました。よくあの道路の危険地帯に色を変えてね、塗装してる所があります。それとプラス、前後に樹木が繁茂しておりまして特に夏の時期は樹木が出て、県道なのでうちだけでできないんですけども、その伐採も1、2本ぐらいなもんですけども、したらかなり見通しがよくなってまた事故も減るんじゃないかなというふうに思います。ぜひこれも関係各機関、公安であるとか所管の警察とか働きかけていただきたいんですけども、その辺のご答弁いただけますか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

町長の答弁にもございましたように、ご要望の件につきましては今後県道33号線の道路管理者でございます長崎県、交通管理者である時津警察署と協議をいたしまして、対応を検討したいと思っております。併せて、先ほどおっしゃられました街路樹についても、県の方に申し伝えたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。非常に前向きなご答弁を頂きましたので、ちょっと早いですけど、もうこれ以上言うことございません。終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。
場内の時計で14時55分まで休憩いたします。
(休憩 14時40分～14時55分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、堤理志議員の①学校給食費の引き下げについて、②タブレット端末の効率的な導入についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

本日最後の質問者になります。よろしくお願いたします。1点目、学校給食費の引き下げについて質問いたします。去る3月定例議会において令和6年度の一般会計予算を審査し、賛成多数で可決しました。私は一般会計に対し3つの課題を指摘し、反対の態度を表明いたしました。反対理由の一つは、小中学生を持つ保護者が負担する給食費、食材費でありますけれども、この値上げでありました。討論の中で全額無償化が無理だとしても、せめて物価高騰相当分だけでも町が補填し、学業に励んでいる子どもと家庭を応援すべきと述べました。6月議会一般質問で再度要求しようとしておりましたが、この要求をする以上、財政的な裏付けを可能な限り示したいとも考えておりました。5月16日、これは私が北海道に視察に行っている最中でありましたけれども、この時に私のメールの方に臨時交付金が全国で1,400億円ほど残っているという情報を得ることができました。そして翌日帰ってきて5月17日、財政課長を訪ねてこの状況をお聞きしましたところ、本町でも今年度活用ができるものがあるということでありました。そこで子育て世帯も生活費をはじめ、物価高騰で教育、子育て費用の捻出で大変苦勞している状況にあり、交付金を財源として活用し、給食費の値上げ抑制をすべきではないかと考え、教育委員会の見解を伺います。

2点目、タブレット端末の効率的な導入について。現在本町の学校教育では、タブレット端末を活用した事業が行われていると承知しております。他の自治体では、故障率が多い端末を導入したために、学校や教育委員会が混乱している自治体があるとも聞き及んでおります。本町では、過去の機種選定の際に十分に検討し、筐体もウイルス対策上も堅牢な端末を導入したと説明があったことを記憶しております。しかし、そろそろ更新を検討する時期ではないかと考えております。こうした中、本町議会も議会運営委員会で議会のタブレット端末の活用の有効性を長年研究し、導入することでのメリットが大きいと判断し、合意形成している状況であります。現在為替変動が連日ニュースとなり、円安傾向が続けば調達時期が遅れるごとに費用が増大するのではないかと、こうしたことを懸念しております。導入を1、2年辛抱したためにコストが2割、3割高となることは避けたいものであります。町長部局、教育委員会等の物品調達、契約の具体的な内容に立ち入ることは、議員政治倫理条例第4条に定める政治倫理基準に抵触する可能性があるため、ここに関知するつもりはございません。ただし、仮に議会が、議会の分を調達することを議決したと仮定して、同じメーカーであれば教育委員会も学校教育現場で使用するタブレット端末も共同調達することができれば、スケールメリットが期待でき、最小の経費で導入することができるのではないかと考えます。この方向での研究検討を行うべきと考

えますが、見解を伺います。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

堤議員のご質問にお答えいたします。1番目、学校給食費の引き下げについてのご質問につきましては、昨今の物価の高騰は学校給食用物資の価格はもとより、学校給食の安定的な提供にも大きな影響を与えております。しかしながら、教育委員会には学校給食を安定的に提供する責任がございますので、本年2月の学校給食運営委員会におきまして、児童生徒に必要な栄養価を満たし、今後の物価上昇も考慮した適正な学校給食費についてご審議いただき、その結果を受けまして今年度より学校給食の1食単価を30円値上げすることに決定いたしました。この学校給食費の値上げにつきましては、3月議会におきまして令和6年度の当初予算とともにご承認いただいております。また、給食費負担者である保護者ならびに学校関係者にも周知し、理解を得ているところでございます。しかしながら議員がお示しのとおり、昨今の物価高騰により生活費や教育費の捻出にご苦労されている子育て世帯が少なくないことは、教育委員会も重々承知しております。そこで議員の考えと同様に子育て世帯の支援を目的といたしまして、コロナ交付金を財源に1食当たり30円の値上げ分を補助し、保護者からは値上げ分を減額した学校給食費、言い換えますと、昨年度と同額の学校給食費を徴収して今年度の学校給食を運営してまいりたいと考えており、本定例会において補正予算に計上しております。また、コロナ交付金につきましては、今後新たに交付される予定は示されておりませんので、現段階では次年度以降の学校給食費の補助に資する財源はございませんが、物価高騰の中、子育て世帯支援を目的といたしまして、今後その他の交付金等の活用の可能性につきましても探ってまいりたいと思います。

2番目、タブレット端末の効率的な導入についてのご質問にお答えいたします。本町の小中学校で使用しているタブレット端末につきましては、令和3年2月に小学校へ2,400台、中学校へ1,200台購入しているところでございます。購入後3年以上が経過しておりますが、大きな端末トラブルもなくほぼ全ての端末が正常な状態を保っております。このような状況から、現在の更新計画では令和8年度中に購入、令和9年度当初からの使用開始を予定しております。この更新に当たりましては、国の補助事業の対象となります。補助率は3分の2であり、1台当たりの補助対象単価は5万5,000円となっております。物価高騰や為替の関係で更新を迎える2年後の状況は不透明ではございますが、国が定める最低スペック基準に示すスペックの端末であれば、5万5,000円を超えずに整備可能であるとの見解が文部科学省から現在のところは示されております。また、補助の要件といたしまして、県内の自治体で組織する共同調達会議への参加が求められており、端末の調達につきましては、原則として複数自治体による共同調達を行うこととされています。従いまして、この場合の調達の実施主体は長与町ではなくこの共同調

達会議となり、調達時期や要求スペックなどの詳細につきましては画一的な運用が求められるため、町の裁量が及ばない部分が多分にあると考えられます。なお、県内自治体はいまだ更新時期を迎えていないため、令和6年6月現在この共同調達会議の組織化には至っておりません。以上の状況から、議会用端末の導入と時期を同じくした学校用端末の早期導入は困難であるものと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

まずは、学校給食費の引き下げ、食材費の引き下げについては、今のご答弁であります。給食費の値上げは端的に言えば中止するということのご回答だというふうに思いますので、この点について、非常に保護者にとって大変歓迎される方向の変更であったということでもあります。その点は大変評価できることだというふうに思います。それで、ちょっとこの間の経過を私もちょっと見てみたんですが、3月の定例議会で、学校給食の無償化、全額無償化の一般質問をされた同僚議員がおられました。その中の教育長の答弁を拾い出してみましたけれども、学校給食法の規定が保護者の負担を軽減するために補助を行うことを禁止するものではないとしつつ、ただ基本的に食材費の負担は保護者が行うべきものと考えているという答弁がありました。同僚議員がその途中の再質問の中で、もちろんこの同僚議員の質問は全額無償化を求めるものではありませんが、その途中で今年4月から値上げされるというふうなことを聞いてるけれども、食材費が高くなるのかという質問をいたしまして、この点について教育委員会理事が栄養価がきちんと保障されるためには値上げはやむなしと、そういう趣旨のご答弁があったというふうに記憶しております。これが3月議会までの方針であったと思うんですね。これが、どういった経過をたどって、今回の値上げはやはりやるべきではないというふうな判断に至ったのかを、この点をちょっとお伺いしたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

栄養価を満たすための値上げにつきましては必要だということで、3月議会の方で答弁させていただきました。ですので、コロナ交付金より補助を入れますが、学校給食を運営するに当たっては値上げした額で運営していく形になります。保護者が支払う学校給食費を減額するという形でございます。よろしかったでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今答弁されたのは現状報告みたいなものなんですが、そこにあるその思いですよ、その部分がちょっと分からないので、どういった思いでこういう方針を変えていったの

かというところをお聞きしたいなというのが私の趣旨でございます。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

昨年度までの学校給食費の中にも補助を入れていただいておりますけれども、コロナ交付金の活用が昨年度までで終わるということを最初伺っておりました。その関係で令和6年度の学校給食の運営につきましては値上げをした形での運営と考えておったんですけれども、議員がお示しのとおりコロナ交付金の活用がまだ残がございましたところを3月議会の後承りましたので、その運用をぜひさせていただきたいという形で財政課の方をお願いをしたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

よく分かりました。ちょっと私です、今で理解はするんですが1点ちょっと疑義があるのが、ちょうどこの時期っていうのが町長選挙がございまして一般的に令和6年度の当初予算というのは骨格予算であったわけですよね。一つ、この骨格予算であったというのもこの要因ではなかったのかなというのがちょっと私思ったんですが、それも関係があるのか、それとも違うのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

骨格予算であったからということではございません。値上げした額でしか学校給食の安定的な運用は難しいと判断しておりましたので、3月議会のところでは上げた額での学校給食の運営を考え、その後コロナ交付金の活用ができるということでございましたので、本定例議会において補正予算の中に計上させていただいておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そういうことでしたらもう私の疑義は晴れたと。分かりました。というのがですね、私も行政と教育委員会が、教育委員会として独立している意味というところを考えた時に、これがもし万が一、町長が変わるから、変わらないからで学校給食費の上がったり下がったりっていうのがあるっていうのは、よろしくないんじゃないかなという思いがあって質問をさせていただきました。文部科学省が教育委員会制度についてということで説明をした資料がありまして、この中で教育委員会制度の意義ということで、長くは言いませんけれども、大きく3点挙げておられて、1つは個人の要するに特定の個人の価値判断

によらない、それから特定の党派的な影響から中立性を守る、そして継続性、安定性、子どもというのは徐々に発育していくものですから急激に変化してはいけないんだと。読んでみると漸進的なものであることが必要と。徐々に、大きな極端な変化というのは子どもの教育にとって好ましくないと、等々のことがありましたもんですから、こういった教育委員会、学校教育に当たって、学校給食も当然教育の一環でありますのでそういったものに左右されてはならないという思いから、ちょっとこの点を確認いたしました。で、そういった町長の選挙とは関係がないんだということでもありますので、この点については理解いたしました。そして今後のことについてなんです、前向きの答弁を頂いたのでもうくどくど言わず、今日早く終わるかもしれませんけれども、一点ちょっと町長に直接お伺いしたいのが、実は時津町長の施政方針を読んでみますと、「物価高騰により食材費が上昇するなかでも、保護者に経済的負担をかけることなく栄養バランスの整った給食を提供するため、給食食材費の購入に対する助成を引き続き行うなど、子育て世代にとって魅力ある教育環境づくりに努め、子ども達の声で賑わう明るいまちづくりを進めてまいります」と、こういうくだりがございました。ここを読んで、時津町の町長が子育て世帯を物価高騰から守って経済的負担をかけることがないようにしていくんだということを文章で明らかにしてるわけなんです、ちょっとこういうことも引き合いに出ささせていただきまして、今後、これは財政部局の形になるので、教育委員会というよりむしろ町長の政治的な考え方として、この辺りも含めて今後こういった物価高騰がもしかしたら続くかもしれない、来年度もあるかもしれませんけれども、確定的なことは言えないにしても町長としてのお気持ち、もしそういった時に何らかの財政的な支援をやっていくんだというお気持ちがあるのかどうかですね、この点はいかがお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃったように、やはり非常に今いろんなものが物価等々含めて高騰しているという中で、社会保障の関連というのはものすごい上がってるんですよ。それで、例えば医療の無料化といったものもありますし、県の方は高校生までの医療の無料ということでやってきておりますけども、それを含めまして多々あります。それで、給食費の無償化とか、給食費をどうしていくかということにつきましては、やはり最初は国とか県、ここを巻き込んで、国とか県に対する要望から始めるべきだと私たちは考えております。それで町村会の中でもそういった意見を出しております。国や県の要望の中にこれを入れて、町だけの負担というのは各町きついと思うんですよね、実際のところですね。だからこの分につきましては、できるだけ国県を巻き込んだ形での要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

お気持ちは分かるんですけども、そうであったとしても、それはそれで町村会辺りと連携しながら国県に対して要望、ぜひ行っていただきたいんですが、先ほど私があえて時津の状況を説明いたしましたように、ここでもしですよ、これはもう仮の話なんですけど、来年度やはり物価が上がってきついなとなった時に、時津町は別のお金の入り口が長与と違ってお持ちですよ。例えばボートの収益等々をお持ちですので、時津はそこを何とかそういうものを使って乗り切って、時津は給食費を上げなかったよ、でも隣の長与町は上げたよというふうになった時に、今、人口流出を止めようということで特に長崎市、時津、長与も含めて非常に踏ん張りどころだと思ってるんで、こういったところでこの保護者同士の、やっぱり今インターネットも進んでおりますので、こういったところで足並みがそろわないと教育環境が前は長与はよかったのに、今、時津に移ろかなというようなことになりはしないのかなという面も私心配しております。今諫早とかが大きくクローズアップされておりますし。ですから、こういったところも考えると、やはり極力もちろん国県を巻き込んでいくべきなんですけど、当面やはりそういう少なくとも時津には負けない、時津と同等でいくというような今明確な答弁はできないかもしれませんが、そういうお気持ちがないのかどうかというのをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

各市町それぞれ予算をもって、どこにどう配分していくかということだろうと思うんですよ。社会保障は先ほど言いましたようにたくさんあるんですね。医療費の問題もあれば、それから学校給食費の問題もありますし、そういったいろんなものがありますので、総合的に判断して、どういう形で支出をしていくのかということになりますので、ここは教育委員会ともよく相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今後、教育委員会とぜひ、財政の問題もよく相談をして進めていただければと思います。それからタブレット端末の導入についてなんですけれども、正直言いますと私がちょっと勘違いをしております、正直もう4、5年たっているんじゃないかと。大体タブレット端末というのは5年ぐらいがめどかなというふうな思いから、そろそろ更新時期じゃないかというふうに思ったんですが、まだ3年程度ということでありますので、こういった状況の中で買い換えるというのはちょっとどうなのかなというふうなことも今の答弁をお聞きして思いましたので、この点についてはしっかり耐用年数を全うして、十

分使って、町民の税金でございますので十分使える分を使って、そして県の共同調達でいくということであれば、もうそういったことで進めていただければというふうに思います。これはもう、私、この質問についてはもうこの程度にさせていただきたいというふうに思います。ですので、私は今回は、最短で約30分で終わらせていただきますが、以上で私の質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時20分）